

改正後	改正前
<u>(別記様式第14号)</u>による通知書を作成し、受給者に送付すること。 (3) 額改定認定請求書（施設等受給者用）に改定年月日を<u>記録</u>すること。 4 第2項の規定により審査した結果、支給額を改定しないものと確認したときは、次により処理するものとする。 (1) 受給者<u>情報</u>（施設等受給者用）に改定の請求を却下した旨を<u>記録</u>すること。 (2) <u>児童手当改定請求却下通知書（施設等受給者用）（別記様式第15号）</u>による通知書を作成し、受給者に送付すること。 (3) 額改定認定請求書（施設等受給者用）に改定請求却下年月日を<u>記録</u>すること。 （施設等受給資格者に係る額改定届の処理） 第12条 規則第3条第2項の届書（以下この条および次条において「額改定届（施設等受給者用）」という。）の提出を受けたときは、前条第1項および第2項の規定の例により審査するものとする。 2 前項の規定により審査した結果、届出に係る事実を確認したときは、次により処理するものとする。 (1) 受給者<u>情報</u>（施設等受給者用）から改定の原因となる児童を消除するとともに、改定後の支給額を<u>記録</u>すること。 (2) <u>児童手当額改定通知書（施設等受給者用）（別記様式第14号）</u>による通知書を作成し、受給者に送付すること。 (3) 額改定届（施設等受給者用）に改定年月日を<u>記録</u>すること。 3 第1項の規定により審査した結果、届出に係る事実がないことを確認したときは、受給者<u>情報</u>（施設等受給者用）に額改定届を返付した旨を<u>記録</u>し、受給者に返付するものとする。 （職権に基づく額改定の処理） 第13条 額改定届または額改定届（施設等受給者用）の提出がない場合においても、公簿等により支給額を減額すべきものと確認したときは、職権により支給額を改定するとともに、次により処理するものとする。 (1) 受給者<u>情報</u>に改定後の支給額を<u>記録</u>するとともに、所要の事項を<u>記録</u>し、または、改定の原	給者に送付すること。 (3) 額改定認定請求書（施設等受給者用）に改定年月日を<u>記入</u>すること。 4 第2項の規定によって審査した結果、支給額を改定しないものと確認したときは、次により処理するものとする。 (1) 受給者<u>台帳</u>（施設等受給者用）の<u>備考欄</u>に改定の請求を却下した旨を<u>記入</u>すること。 (2) <u>別記様式第15号</u>による通知書を作成し、受給者に送付すること。 (3) 額改定認定請求書（施設等受給者用）に改定請求却下年月日を<u>記入</u>すること。 （施設等受給資格者に係る額改定届の処理） 第15条 規則第3条第2項の届書（以下「額改定届（施設等受給者用）」という。）の提出を受けたときは、前条第1項および第2項の規定の例により審査するものとする。 2 前項の規定によって審査した結果、届出に係る事実を確認したときは、次により処理するものとする。 (1) 受給者<u>台帳</u>（施設等受給者用）の<u>児童欄</u>から改定の原因となる児童を消除するとともに、改定後の支給額を<u>記入</u>すること。 (2) <u>別記様式第14号</u>による通知書を作成し、受給者に送付すること。 (3) 額改定届（施設等受給者用）に改定年月日を<u>記入</u>すること。 3 第1項の規定によって審査した結果、届出に係る事実がないことを確認したときは、受給者<u>台帳</u>（施設等受給者用）の<u>備考欄</u>に額改定届を返付した旨を<u>記入</u>し、受給者に返付するものとする。 （職権に基づく額改定の処理） 第16条 額改定届または額改定届（施設等受給者用）の提出がない場合においても、公簿等（<u>マイナンバー制度による情報連携を含む。</u>）によって支給額を減額すべきものと確認したときは、職権により支給額を改定するとともに、次により処理するものとする。 (1) 受給者<u>台帳</u>に改定後の支給額を<u>記入</u>するとともに、所要の事項を<u>記入</u>し、または、<u>児童欄</u>か

改正後	改正前
因となる児童または第三子以降算定額算定対象者を削除すること。 (2) <u>児童手当額改定通知書（別記様式第12号）</u>または<u>児童手当額改定通知書（施設等受給者用）（別記様式第14号）</u>による通知書を作成し、受給者に送付するとともに、受給者<u>情報</u>にその送付年月日を<u>記録</u>すること。 <u>2 一般受給者（法第6条第3項の第三子以降算定額を受給している者に限る。）であって、支給対象児童のうちに18歳に達する日以降の最初の3月31日を経過する者があることにより、前項の職権による支給額の改定をすることとなるものに対しては、特に注意を払い、当該児童が同日の翌日以降、第三子以降算定額算定対象者となる場合には、監護相当・生計費の負担についての確認書（別記様式第6号の9）の提出が必要となる旨を周知徹底するものとする。</u> （一般受給資格者に係る現況届の処理） <u>第14条 現況届の提出を受けたときは、次により処理するものとする。なお、添付書類（申立書を含む。以下この条において同じ。）の省略については、「児童手当法施行規則の一部を改正する内閣府令の施行に伴う現況届の一律の届出義務の廃止等に関する事務取扱いについて」（令和3年9月1日府子本第888号内閣府子ども・子育て本部児童手当管理室長通知。次条第1項第1号および第2号において「事務取扱通知」という。）を参照すること。</u> (1) 現況届の記載事項について、受給者<u>情報</u>と照合し、規則第11条の規定によって所定の添付書類を省略させたときは、現況届にその省略させた添付書類の名称およびその理由を<u>記録</u>すること。 (2) 現況届の記載および添付書類に容易に補正できない程度の不備があるときは、<u>第7条第1項第2号</u>および第3号の規定の例により処理すること。 2 前項第1号の規定によって照合したものについては、<u>第7条第2項</u>の規定の例により審査するものとする。 3 前項の規定により審査した結果、引き続いて<u>児童手当</u>を支給すべきものと認めたときは、受給者<u>情報</u>に所要の事項を<u>記録</u>すること。	<u>ら</u>改定の原因となる児童を削除すること。 (2) <u>別記様式第12号</u>または<u>別記様式第14号</u>による通知書を作成し、受給者に送付するとともに、受給者<u>台帳の備考欄</u>にその送付年月日を<u>記入</u>すること。 《改正後に新設》 （一般受給資格者に係る現況届の処理） <u>第17条 規則第4条第1項の届書の提出を受けたときは、次により処理するものとする。</u> (1) 現況届の記載事項について、受給者<u>台帳</u>と照合し、規則第11条の規定によって所定の添付書類を省略させたときは、現況届にその省略させた添付書類の名称およびその理由を<u>記入</u>すること。 (2) 現況届の記載および添付書類に容易に補正できない程度の不備があるときは、<u>第10条第1項第2号</u>および第3号の規定の例により処理すること。 2 前項第1号の規定によって照合したものについては、<u>第10条第2項</u>の規定の例により審査するものとする。 3 前項の規定によって審査した結果、引き続いて<u>児童手当等</u>を支給すべきものと認めたときは、受給者<u>台帳の現況届欄</u>に所要の事項を<u>記入</u>すること。

改正後	改正前
4 第 2 項の規定により審査した結果、<u>法第 4 条第 2 項または第 3 項の児童の生計を維持する程度の高い者に該当すると認めた者に対する児童手当は、原則として、当該審査をした年の 8 月から翌年 7 月まで支給するものとする。</u> 5 第 2 項の規定により審査した結果、<u>児童手当</u>の支給事由が消滅したものと確認したときは、次によること。 (1) 受給者<u>情報</u>に消滅事由および消滅年月日を<u>記録し、引き続き児童手当を支給すべき受給者の記録と別に保管すること。</u> (2) 《現行どおり》 (3) 住民基本台帳の所定欄に支給終了年月を記入すること（受給者が法人である場合を除く。）<u>。</u> 6 6 月 3 0 日までに現況届が提出されない場合には、その提出について督促を行うとともに、督促を行ってもなお現況届の提出がない受給者については、法第 1 1 条の規定により<u>児童手当</u>の支払を一時差し止めるものとする。 （一般受給資格者に係る現況届の省略） <u>第 1 5 条</u> 現況届により届出られるべき内容を公簿等で確認できる場合には、受給者からの提出を省略させることが可能であり、その実施にあたっては次の点に留意すること。 (1) 現況届を省略できない類型については、事務取扱通知を参照すること。 (2) 事務取扱通知に記載している類型にあるとおり、特に必要と認める受給者については、引き続き現況届の提出を求めることが可能であること。 (3) 現況届の取扱いについて、あらかじめ周知・広報に努めること。 (4) 前号に加え、現況届の提出に遺漏がないよう、その提出が必要な受給者に対しては個別に案内を行うよう努めること。なお、当分の間は、提出を省略した受給者に対しても、その旨周知することが望ましいこと。 (5) 現況届を省略する場合には、受給者および配偶者ならびに児童および第三子以降算定額算定対象者（以下「受給者等」という。）の住所異動等を確実に把握できるよう、住民基本台帳担	4 第 2 項の規定によって審査した結果、<u>児童手当法施行令（昭和 4 6 年政令第 2 8 1 号）第 1 1 条第 1 項または第 2 項の規定により認定請求があったものとみなされる場合に該当すると認めたときは、受給者台帳に所要の事項を記入するほか、別記様式第 7 号による通知書を作成し、受給者に送付するものとする。</u> 5 第 2 項の規定によって審査した結果、<u>児童手当等</u>の支給事由が消滅したものと確認したときは、次によること。 (1) 受給者<u>台帳</u>に消滅事由および消滅年月日を<u>記入し、その台帳を除いて別に保管すること。</u> (2) 《省略》 (3) 住民基本台帳の所定欄に支給終了年月を記入すること。<u>（受給者が法人である場合を除く。）</u> 6 6 月 3 0 日までに現況届が提出されない場合には、その提出について督促を行うとともに、督促を行ってもなお現況届の提出がない受給者については、法第 1 1 条の規定により<u>児童手当等</u>の支払を一時差し止めるものとする。 《改正後に新設》

改正後	改正前
当部門をはじめ、各関係部門その他の関係機関との連携に努めること。 2 現況届が提出されたときは、受給者情報にその旨を記録すること。 (施設等受給資格者に係る現況届の処理) 第16条 規則第4条第4項の届書（以下この条および第32条において「現況届（施設等受給者用）」という。）の提出を受けたときは、次により処理するものとする。 (1) 現況届（施設等受給者用）の記載事項について、受給者情報（施設等受給者用）と照合し、規則第11条の規定により所定の添付書類を省略させたときは、現況届（施設等受給者用）に、その省略させた添付書類の名称およびその理由を記録すること。 (2) 現況届（施設等受給者用）の記載および添付書類に容易に補正できない程度の不備があるときは、第7条第1項第2号および第3号の規定の例により処理すること。 2 前項第1号の規定により照合したものについては、第8条第2項の規定の例により審査するものとする。 3 前項の規定により審査した結果、引き続き児童手当を支給すべきものと認めたときは、受給者情報（施設等受給者用）に所要の事項を記録すること。 4 第2項の規定により審査した結果、児童手当の支給事由が消滅したものと確認したときは、次によること。 (1) 受給者情報（施設等受給者用）に消滅事由および消滅年月日を記録し、引き続き児童手当を支給すべき受給者の記録と別に保管すること。 (2) ≪現行どおり≫ (3) 住民基本台帳の所定欄に支給終了年月を記入すること（受給者が国、地方公共団体または法人である場合を除く。）。 5 ≪現行どおり≫ (氏名変更等届の処理) 第17条 規則第5条第1項の届書の提出を受けたときは、次により処理するものとする。 (1) 受給者が一般受給者である場合は、受給者情報における受給者等の氏名（法人名等）を改めるものとする。 (2) 受給者が施設等受給者である場合は、受給者	(施設等受給資格者に係る現況届の処理) 第18条 規則第4条第3項の届書（以下「現況届（施設等受給者用）」という。）の提出を受けたときは、次により処理するものとする。 (1) 現況届（施設等受給者用）の記載事項について、受給者台帳（施設等受給者用）と照合し、規則第11条の規定によって所定の添付書類を省略させたときは、現況届（施設等受給者用）に、その省略させた添付書類の名称およびその理由を記入すること。 (2) 現況届（施設等受給者用）の記載および添付書類に容易に補正できない程度の不備があるときは、第10条第1項第2号および第3号の規定の例により処理すること。 2 前項第1号の規定により照合したものについては、第11条第2項の規定の例により審査するものとする。 3 前項の規定によって審査した結果、引き続いて児童手当を支給すべきものと認めたときは、受給者台帳（施設等受給者用）の現況届欄に所要の事項を記入すること。 4 第2項の規定によって審査した結果、児童手当の支給事由が消滅したものと確認したときは、次によること。 (1) 受給者台帳（施設等受給者用）に消滅事由および消滅年月日を記入し、その台帳を除いて別に保管すること。 (2) ≪省略≫ (3) 住民基本台帳の所定欄に支給終了年月を記入すること。（受給者が国、地方公共団体または法人である場合を除く。） 5 ≪省略≫ (氏名変更等届の処理) 第19条 規則第5条の届書の提出を受けたときは、次により処理するものとする。 (1) 受給者が一般受給者であるときは、受給者台帳の氏名（法人名等）欄を改めるものとする。 (2) 受給者が施設等受給者であるときは、受給者

改正後	改正前
<u>情報</u>（施設等受給者用）<u>における</u>設置者等の氏名（法人名等）、施設等の名称、施設等の種類および施設入所等児童の氏名を必要に応じて改めるものとする。 （住所変更等届の処理） 第 1 8 条 《現行どおり》 (1) 受給者が一般受給者である<u>場合</u>は、受給者等の氏名および住所（受給者が法人である場合は主たる事務所の所在地）等を公簿等および添付書類により確認すること。 (2) 受給者が施設等受給者である<u>場合</u>は、設置者等の住所地（法人の主たる事務所の所在地）、施設等の所在地（住所）または施設入所等児童の居住地を公簿等および添付書類により確認すること。 (3) 受給者<u>情報</u>に変更後の住所等および変更年月日を<u>記録</u>すること。 （被用者または被用者等でない者の別の変更の届出） 第 1 9 条 一般受給者（公務員でない者に限る。）から規則第 6 条の 2 の届書の提出を受けたときは、受給者情報に変更後の被用者または被用者等でない者の別を記録するものとする。 （一般受給者に係る氏名変更等届等の省略） 第 2 0 条 一般受給者に係る規則第 5 条から第 6 条の 2 までの届出（以下「一般受給者に係る氏名変更等届」という。）については、その届け出られるべき内容を公簿等により確認できるときは、その提出を省略させることが可能であるものとする。 （受給事由消滅届の処理） 第 2 1 条 《現行どおり》 (1) 受給者<u>情報</u>に消滅事由および消滅年月日を<u>記録し、引き続き児童手当を支給すべき受給者の記録と</u>別に保管すること。 (2) <u>児童手当支給事由消滅通知書（別記様式第 1 6 号）</u>または<u>児童手当支給事由消滅通知書（施設等受給者用）（別記様式第 1 7 号）</u>による通知書を作成し、受給者に送付すること。 (3) 住民基本台帳の所定欄に支給終了年月を記入すること（受給者が国、地方公共団体または法人である場合を除く。）。 (4) 支給対象となる児童と市町村を異にして別居している父母指定者について、<u>前各号の規定に</u>	<u>台帳</u>（施設等受給者用）<u>の</u>設置者等の氏名（法人名等）<u>欄</u>、施設等の名称<u>欄</u>、施設等の種類<u>欄</u>および施設入所等児童の氏名<u>欄</u>を必要に応じて改めるものとする。 （住所変更等届の処理） 第 2 0 条 《省略》 (1) 受給者が一般受給者である<u>ときは</u>、受給者<u>または児童</u>の氏名および住所（受給者が法人である場合は主たる事務所の所在地）等を公簿等（<u>マイナンバー制度による情報連携を含む。</u>）および添付書類により確認すること。 (2) 受給者が施設等受給者である<u>ときは</u>、設置者等の住所地（法人の主たる事務所の所在地）、施設等の所在地（住所）または施設入所等児童の居住地を公簿等および添付書類により確認すること。 (3) 受給者<u>台帳</u>に変更後の住所等および変更年月日を<u>記入</u>すること。 《改正後に新設》 《改正後に新設》 （受給事由消滅届の処理） 第 2 1 条 《省略》 (1) 受給者<u>台帳</u>に消滅事由および消滅年月日を<u>記入し</u>、その台帳を除いて別に保管すること。 (2) <u>別記様式第 1 6 号</u>または<u>別記様式第 1 7 号</u>による通知書を作成し、受給者に送付すること。 (3) 住民基本台帳の所定欄に支給終了年月を記入すること。<u>ただし</u>、受給者が国、地方公共団体または法人である場合を除く。 (4) 支給対象となる児童と市町村を異にして別居している父母指定者について、<u>前号までの処</u>

改正後	改正前
<u>よる</u>処理をしたときは、児童の住所地の市町村に対して、別記様式第18号により通知すること。 2 現況届の提出が省略された一般受給者に関しては、その現状を直接把握する機会が減じるため、児童手当の支給を受けるべき事由が消滅したときは、受給事由消滅届の提出が必要となることについて、一層の周知徹底を図ること。 (職権に基づく<u>支給</u>事由消滅の処理) 第22条 受給事由消滅届の提出がない場合においても、公簿等により<u>児童手当</u>の支給事由が消滅したものと確認したときは、次に掲げるときは、職権に基づいて前条第1項の規定の例により処理するものとする。<u>次の場合は、それぞれ職権に基づく処理を行うことができるものであること。</u> (1) 規則第1条に<u>規定する</u>理由により児童が日本国内に住所を有しなくなった日から3年を経過した<u>場合</u>。 (2) ≪現行どおり≫ (3) <u>一般受給者に係る</u>支給対象の児童が施設入所等児童となったことに伴い、<u>当該一般受給者が</u>当該児童に係る支給要件を具備しなくなった<u>場合</u>。 (4) 施設入所等児童が<u>施設入所等児童</u>でなくなったことに伴い、<u>施設等受給者が</u>当該児童に係る支給要件を具備しなくなった<u>場合</u>。 (5) 受給者が日本国内に住所を有しなくなった場合または他の市町村に転出した場合。 (6) 児童虐待・DV通知の第一の1または第二の1に該当した場合。 (7) その他支給要件を具備しなくなったことが明らか<u>な場合</u>。 (住民基本台帳法による届出の処理) 第23条 住民基本台帳法(<u>昭和42年法律第81号</u>)第23条または第24条の規定による届出があったとき(その届出に係る書面に同法第29条の2の規定による付記がなされたときに限る。)は、<u>第18条または第21条第1項</u>の規定の例により処理するものとする。 (支払の処理) 第24条 <u>児童手当</u>の支払は、草津市会計規則(平成6年草津市規則第12号)の規定による口座振替の方法により行うものとし、受給者<u>情報</u>に支払金額および支払年月日を<u>記録</u>すること。	理をしたときは、児童の住所地の市町村に対して、別記様式第18号により通知すること。 ≪改正後に新設≫ (職権に基づく<u>受給</u>事由消滅の処理) 第22条 受給事由消滅届の提出がない場合においても、公簿等(<u>マイナンバー制度による情報連携を含む。</u>)によって<u>児童手当等</u>の支給事由が<u>全て</u>消滅したものと確認した<u>場合で、次に掲げるときは</u>、職権に基づいて<u>前条</u>の規定の例により処理するものとする。 (1) 規則第1条に<u>定める</u>理由により児童が日本国内に住所を有しなくなった日から3年を経過した<u>とき</u>。 (2) ≪省略≫ (3) 支給対象の児童が施設入所等児童となったことに伴い、<u>その父母等</u>が当該児童に係る支給要件を具備しなくなった<u>とき</u>。 (4) 施設入所等児童でなくなったことに伴い、<u>里親等または施設設置者</u>が当該児童に係る支給要件を具備しなくなった<u>とき</u>。 ≪改正後に新設≫ ≪改正後に新設≫ (5) その他、<u>支給要件を具備しなくなったことが明らか</u>なとき。 (住民基本台帳法による届出の処理) 第23条 住民基本台帳法第23条または第24条の規定による届出があったとき(その届出に係る書面に同法第29条の2の規定による付記がなされたときに限る。)は、<u>第20条または第21条</u>の規定の例により処理するものとする。 (支払の処理) 第24条 <u>児童手当等</u>の支払は、草津市会計規則(平成6年草津市規則第12号)の規定による口座振替の方法により行うものとし、<u>別記様式第19号の1または別記様式第19号の2</u>による通知

改正後	改正前
2 前項に定める支払方法により支払い難いと市長が認める受給者については、<u>児童手当</u>の支払を窓口で行うことができる。その場合においては、<u>児童手当支払通知書（別記様式第19号の3）または児童手当支払通知書（施設等受給者用）（別記様式第19号の4）</u>による通知書を作成し、受給者に送付するとともに受給者<u>情報</u>に支払金額および支払年月日を<u>記録</u>すること。 3 前項の規定にかかわらず、法第8条第4項ただし書の規定による児童手当の支払を行う場合には、児童手当支払通知書（別記様式第19号の1）、児童手当支払通知書（施設等受給者用）（別記様式第19号の2）、児童手当支払通知書（別記様式第19号の3）または児童手当支払通知書（別記様式第19号の4）による通知を作成し、受給者に送付することとし、受給者情報に支払金額および支払年月日を記録するものとする。 4 第1項の場合において、受給者から求めがあったときその他市長が必要と認める場合には、支払金額および支払年月日を証する書類を当該受給者に交付するよう努めるものとする。 5 <u>児童手当</u>の支払日は、法第8条第4項に規定する支払月の11日とする。ただし、その日が<u>日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）</u>に当たるときは、その日前において、その日に最も近い<u>日曜日等でない日</u>を支払日とする。 （未支払請求書の処理） 第25条 規則第9条の請求書（以下<u>この条および第32条において「未支払請求書」という。</u>）の提出を受けたときは、次により処理するものとする。 (1) 未支払請求書の記載事項について、受給者<u>情報</u>と照合すること。 (2) 未支払の<u>児童手当</u>を支給するものと決定したときは、次によること。 ア 請求者が法第12条第1項の児童であった者（以下「<u>児童であった者</u>」という。）であるときは、<u>未支払児童手当支給決定通知書（別記様式第20号）</u>による通知書を作成	<u>書を作成し、受給者に送付するとともに受給者台帳の支払記録欄に支払金額および支払年月日を記入</u>すること。 2 前項に定める支払方法により支払い難いと市長が認める受給者については、<u>児童手当等</u>の支払を窓口で行うことができる。その場合においては、<u>別記様式第19号の3</u>による通知書を作成し、受給者に送付するとともに受給者<u>台帳の支払記録欄</u>に支払金額および支払年月日を<u>記入</u>すること。 《改正後に新設》 《改正後に新設》 3 <u>児童手当等</u>の支払日は、法第8条第4項に規定する支払月の11日とする。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）<u>、日曜日または土曜日</u>に当たるときは、その日前において、その日に最も近い<u>休日、日曜日または土曜日でない日</u>を支払日とする。 （未支払請求書の処理） 第25条 規則第9条の請求書（以下「未支払請求書」という。）の提出を受けたときは、次により処理するものとする。 (1) 未支払請求書の記載事項について、受給者<u>台帳</u>と照合すること。 (2) 未支払の<u>児童手当等</u>を支給するものと決定したときは、次によること。 ア 請求者が法第12条第1項に<u>規定する中学校修了前の</u>児童であった者であるときは、別記様式第20号による通知書を作成し、請求者に送付すること。

改正後	改正前
し、請求者に送付すること。 イ 請求者が法第12条第2項に規定する施設等受給資格者または施設等受給資格者であった者である<u>場合</u>は、<u>未支払児童手当支給決定通知書（施設等受給者用）</u>（別記様式第21号）による通知書を作成し、請求者に送付すること。 ウ 請求者が<u>児童</u>であった者である<u>場合</u>は、受給者<u>情報</u>に支払金額および支払年月日<u>ならびに</u>請求者の氏名および住所を<u>記録</u>すること。 エ 請求者が施設等受給資格者または施設等受給資格者であった者である<u>場合</u>は、支払金額および支払年月日を<u>記録</u>すること。 (3) 《現行どおり》 ア 請求者が<u>児童</u>であった者である<u>場合</u>は、<u>未支払児童手当支給決定通知書</u>（別記様式第20号）による通知書を作成し、請求者に送付すること。 イ 請求者が法第12条第2項に規定する施設等受給資格者または施設等受給資格者であった者である<u>場合</u>は、<u>未支払児童手当支給決定通知書</u>（別記様式第21号）による通知書を作成し、請求者に送付すること。 ウ 請求者が<u>児童</u>であった者である<u>場合</u>は、受給者<u>情報</u>に請求を却下した旨を<u>記録</u>すること。 エ 請求者が施設等受給資格者または施設等受給資格者であった者である<u>場合</u>は、受給者<u>情報</u>（施設等受給者用）<u>における</u>当該請求に係る施設入所等児童であった者の<u>情報</u>に請求を却下した旨を<u>記録</u>すること。 （支払の一時差止めの処理） 第26条 法第11条の規定により<u>児童手当</u>の支払を一時差し止めるものと決定したときは、<u>児童手当支払差止通知書</u>（別記様式第22号）または<u>児童手当支払差止通知書（施設等受給者用）</u>（別記様式第23号）による通知書を作成し、受給者に送付するとともに、受給者<u>情報</u>にその旨を<u>記録</u>するものとする。 （処分の取消し） 第27条 <u>児童手当</u>の支給についての認定、<u>児童手当</u>の額の改定、支払の一時差止めその他の処分に	イ 請求者が法第12条第2項に規定する施設等受給資格者または施設等受給資格者であった者である<u>ときは</u>、別記様式第21号による通知書を作成し、請求者に送付すること。 ウ 請求者が<u>中学校修了前の児童</u>であった者である<u>ときは</u>、受給者<u>台帳</u>の<u>支払金額欄</u>に支払金額および支払年月日を<u>備考欄</u>に請求者の氏名および住所を<u>記入</u>すること。 エ 請求者が施設等受給資格者または施設等受給資格者であった者である<u>ときは</u>、<u>支払金額欄</u>に支払金額および支払年月日を<u>記入</u>すること。 (3) 《省略》 ア 請求者が<u>中学校修了前の児童</u>であった者である<u>ときは</u>、別記様式第20号による通知書を作成し、請求者に送付すること。 イ 請求者が法第12条第2項に規定する施設等受給資格者または施設等受給資格者であった者である<u>ときは</u>、別記様式第21号による通知書を作成し、請求者に送付すること。 ウ 請求者が<u>中学校修了前の児童</u>であった者である<u>ときは</u>、受給者<u>台帳</u>の<u>備考欄</u>に請求を却下した旨を<u>記入</u>すること。 エ 請求者が施設等受給資格者または施設等受給資格者であった者である<u>ときは</u>、受給者<u>台帳</u>（施設等受給者用）の<u>当該請求に係る施設入所等児童であった者の備考欄</u>に請求を却下した旨を<u>記入</u>すること。 （支払の一時差止めの処理） 第26条 法第11条の規定により<u>児童手当等</u>の支払を一時差し止めるものと決定したときは、別記様式第22号または別記様式第23号による通知書を作成し、受給者に送付するとともに、受給者<u>台帳</u>の<u>備考欄</u>にその旨を<u>記入</u>するものとする。 （処分の取消し） 第27条 <u>児童手当等</u>の支給についての認定、<u>児童手当等</u>の額の改定、支払の一時差止めその他の処

改正後	改正前
関し、誤りがあったときは、速やかにその処分を取り消すとともに、適切に、新たな処分を行うものとする。 2 《現行どおり》 (寄附に係る事務処理) 第 28 条 《現行どおり》 2 規則第 12 条の 9 の<u>児童手当</u>に係る寄附の申出書（以下この条において「寄附申出書」という。）の提出を受けたときは、次により処理するものとする。 (1) 支払期月毎に寄附申出書に記載された寄附金額を受給者<u>情報に記録</u>し、当該支払期月に支給する<u>児童手当</u>の額（法第 21 条または第 22 条の規定に基づく徴収等がある<u>場合</u>は、当該徴収等額を控除した額。以下この条において同じ。）から寄附金額を控除した額を支払うものとする。この場合において、当該支払期月に支給する<u>児童手当</u>の額が寄附金額に満たない<u>場合</u>は、寄附は行われないものとし、寄附金額を控除せずに支払うこと。 (2) 支払期月毎に支給する<u>児童手当</u>の額から寄附金額を控除し、<u>児童手当に係る寄附受領証明書</u>（別記様式第 24 号）による寄附受領証明書を作成し、<u>請求者等</u>に送付すること。 3 寄附申出書の記名欄と<u>児童手当</u>の請求者等の氏名が異なる<u>場合</u>または申出の期限を過ぎて寄附申出書が提出された<u>場合</u>には、当該申出書を<u>請求者等</u>に返戻するものとする。 4 <u>請求者等より</u>寄附申出書の内容を変更し、または寄附申出書を撤回するため、別記様式第 25 号による申出書（<u>寄附変更等申出書</u>）が提出された<u>場合</u>には、速やかに処理を行うものとする。 5 支給事由の消滅等により<u>児童手当</u>の支払が行われない<u>場合</u>や<u>手当額の減額</u>により寄附申出書に記載された<u>寄附金額</u>に達しないときは、申出に係る寄附の受領は行わない<u>ものとする</u>。 (受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等に係る事務処理) 第 29 条 《現行どおり》 2 規則第 12 条の 10 の規定により、<u>児童手当</u>に係る学校給食費等の徴収等に関する申出書（以下この条において「学校給食費等徴収等申出書」という。）の提出を受けたときは、次により処理するものとする。	分に関し、誤りがあったときは、速やかにその処分を取り消すとともに、適切に、新たな処分を行うものとする。 2 《省略》 (寄附の処理) 第 28 条 《省略》 2 規則第 12 条の 9 の<u>児童手当等</u>に係る寄附の申出書（以下「寄附申出書」という。）の提出を受けたときは、次により処理するものとする。 (1) 支払期月毎に寄附申出書に記載された寄附金額を受給者<u>台帳に記入</u>し、当該支払期月に支給する<u>児童手当等</u>の額（法第 21 条または第 22 条の規定に基づく徴収等がある<u>ときは</u>、当該徴収等額を控除した額。以下この条において同じ。）から寄附金額を控除した額を支払うものとする。この場合において、当該支払期月に支給する<u>児童手当等</u>の額が寄附金額に満たない<u>ときは</u>、寄附は行われないものとし、寄附金額を控除せずに支払うこと。 (2) 支払期月毎に支給する<u>児童手当等</u>の額から寄附金額を控除し、別記様式第 24 号による寄附受領証明書を作成し、<u>寄附申出者</u>に送付すること。 3 寄附申出書の記名欄と<u>児童手当等</u>の請求者等の氏名が異なる<u>とき</u>または申出の期限を過ぎて寄附申出書が提出された<u>ときには</u>、当該申出書を<u>寄附申出者</u>に返戻する<u>こと</u>。 4 <u>寄附申出者から</u>寄附申出書の内容を変更し、または寄附申出書を撤回するため、別記様式第 25 号による申出書が提出された<u>ときには</u>、速やかに処理を行う<u>こと</u>。 5 支給事由の消滅等により児童手当等の支払が行われない<u>ときまたは</u>手当額の減額により寄附申出書の<u>寄附の額</u>に達しないときは、申出に係る寄附の受領は行わない<u>こととすること</u>。 (受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等に係る事務処理) 第 29 条 《省略》 2 規則第 12 条の 10 の規定により、<u>児童手当等</u>に係る学校給食費等の徴収等に関する申出書（以下「学校給食費等徴収等申出書」という。）の提出を受けたときは、次により処理するものとする。

改正後	改正前
(1) 学校給食費等徴収等申出書に基づき徴収等を行う場合は、<u>児童手当</u>から徴収等を<u>する</u>各支払期月毎の費用等について、<u>児童手当に係る学校給食費等徴収（支払）通知書（別記様式第26号）</u>による通知書を作成し、徴収等対象者に送付すること。 (2) 支払期月毎に学校給食費等徴収等申出書に基づき徴収等を行う額（以下この条において「徴収等額」という。）を受給者<u>情報</u>に<u>記録</u>し、当該支払期月に支給する<u>児童手当</u>の額（法第20条の規定に基づく寄附金額または法第22条の規定に基づく徴収額がある場合は、それらの金額を控除した額）から徴収等額を控除した額を支払うものとする。 3 学校給食費等徴収等申出書の記名欄と児童手当の請求者等の氏名が異なる場合は、その他申出に基づく徴収等を行うことができないと判断される場合は、当該申出書を申出者に返戻する<u>ものとする</u>。 4 請求者等より学校給食費等徴収等申出書の内容を変更し、または、学校給食費等徴収等申出書を撤回するため、別記様式第27号による申出書が提出された場合は、速やかに処理を行うものとする。 （<u>児童手当</u>からの利用者負担額の徴収に係る事務処理） 第30条 法第21条および第22条の規定に基づき、<u>児童手当</u>から利用者負担額を徴収するときは、次により処理するものとする。 (1) 別記様式第28号による利用者負担額徴収決定通知書（以下「<u>特別徴収通知書</u>」という。）を作成し、<u>特別徴収対象者</u>に<u>あらかじめ</u>送付すること。 (2) 前号の<u>規定</u>により通知した徴収額に変更を生じたときは、<u>特別徴収通知書</u>を改めて作成し、<u>特別徴収対象者</u>に<u>あらかじめ</u>送付すること。 (3) 支払期月毎に<u>特別徴収通知書</u>に基づく徴収額を受給者<u>情報</u>に<u>記録</u>し、当該支払期月に支給する<u>児童手当</u>の額から徴収額を控除した額（法第20条の規定に基づく寄附金額または前条第2項第2号に規定する徴収等額がある場合は、それらの額をさらに控除した額）を支払うものとする。 （個人番号の変更等に係る事務処理）	(1) 学校給食費等徴収等申出書に基づき徴収等を行うときは、<u>児童手当等</u>から徴収等を行う各支払期月毎の費用等について、<u>別紙様式第26号</u>による通知書を作成し、徴収等対象者に送付すること。 (2) 支払期月毎に学校給食費等徴収等申出書に基づき徴収等を行う額（以下この条において「徴収等額」という。）を受給者<u>台帳</u>に<u>記入</u>し、当該支払期月に支給する<u>児童手当等</u>の額（法第20条の規定に基づく寄附金額または法第22条の規定に基づく徴収額があるときは、それらの金額を控除した額）から徴収等額を控除した額を支払うものとする。 3 学校給食費等徴収等申出書の記名欄と児童手当の請求者等の氏名が異なる<u>とき</u>、その他申出に基づく徴収等を行うことができないと判断される<u>とき</u>には、当該申出書を申出者に返戻する<u>こと</u>。 4 請求者等の申出により学校給食費等徴収等申出書の内容を変更し、または、学校給食費等徴収等申出書を撤回するため、別記様式第27号による申出書が提出された<u>とき</u>には、速やかに処理を行う<u>こと</u>。 （<u>児童手当等</u>からの利用者負担額の徴収に係る事務処理） 第30条 法第21条および第22条の規定に基づき、<u>児童手当等</u>から利用者負担額を徴収するときは、次により処理するものとする。 (1) 別記様式第28号の<u>利用者負担額徴収決定通知書</u>（以下「<u>徴収通知書</u>」という。）を作成し、<u>徴収対象者</u>に<u>予め</u>送付すること。 (2) 前号により通知した徴収額に変更を生じたときは、<u>徴収通知書</u>を改めて作成し、<u>徴収対象者</u>に<u>予め</u>送付すること。 (3) 支払期月毎に<u>徴収通知書</u>に基づく徴収額を受給者<u>台帳</u>に<u>記入</u>し、当該支払期月に支給する<u>児童手当等</u>の額から徴収額を控除した額（法第20条の規定に基づく寄附金額または前条第2項第2号に規定する徴収等額があるときは、それらの額をさらに控除した額）を支払うものとする。 （個人番号の変更等に係る事務処理）

改正後	改正前
第31条 <u>児童手当個人番号変更等申出書（別記様式第29号）</u>の提出を受けたときは、次により処理するものとする。 (1) 受給者が一般受給者である場合は、<u>受給者情報における受給者の個人番号、配偶者等の氏名および配偶者等の個人番号欄、児童の個人番号または第三子以降算定額算定対象者の個人番号</u>を必要に応じて改めるものとする。 (2) 受給者が施設等受給者（個人であり、被用者であるときに限る。）である場合は、<u>受給者情報（施設等受給者用）における設置者等の個人番号</u>を改めるものとする。 （受給者情報等の保存期間） 第32条 《現行どおり》 (1) 受給者<u>情報および受給者情報（施設等受給資格者用）</u> 支給事由の消滅の日の属する年度の翌年度から5年 (2) 父母指定者管理<u>情報</u> 父母指定者に<u>児童手当</u>が支給されなくなった日の属する年度の翌年度から5年 (3) 認定請求書および認定請求書（<u>施設等受給資格者用</u>） 支給事由の消滅の日の属する年度の翌年度から5年 (4) 現況届および現況届（<u>施設等受給資格者用</u>） 提出のあった日の属する年度の翌年度から2年 (5) 《現行どおり》 (6) 額改定認定請求書および額改定認定請求書（<u>施設等受給資格者用</u>） 提出のあった日の属する年度の翌年度から2年 (7) 《現行どおり》 第33条 《現行どおり》 <u>2</u> 公簿等により確認した情報に基づき、職権による受給者情報の変更または支給事由消滅処分を行うときは、その適正な処理についてより一層の注意を払うものとする。 <u>3</u> 電子情報処理組織による手続等については、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）その他の関係法令および「子育てワンストップサービスにおける児童手当の事務について」（平成28年12月21日府子本第906号内閣府子ども・子育て本部児童手当管理室長通知）等に基づき、適切に事務処	第31条 <u>児童手当・特例給付個人番号変更等申出書（別記様式第29号）</u>の提出を受けたときは、次により処理するものとする。 (1) 受給者が一般受給者である場合は、<u>受給者台帳の受給者の個人番号欄、配偶者等の氏名欄、配偶者等の個人番号欄、児童の個人番号欄</u>を必要に応じて改めるものとする。 (2) 受給者が施設等受給者（個人であり、<u>かつ、</u>被用者であるときに限る。）である場合は、<u>受給者台帳（施設等受給者用）の設置者等の個人番号欄</u>を改めるものとする。 （帳簿等の保存期間） 第32条 《省略》 (1) 受給者<u>台帳</u> 支給事由の消滅の日の属する年度の翌年度から5年 (2) 父母指定者管理<u>台帳</u> 父母指定者に<u>児童手当等</u>が支給されなくなった日の属する年度の翌年度から5年 (3) 認定請求書 支給事由の消滅の日の属する年度の翌年度から5年 (4) 現況届 提出のあった日の属する年度の翌年度から2年 (5) 《省略》 (6) 額改定認定請求書 提出のあった日の属する年度の翌年度から2年 (7) 《省略》 <u>（添付書類取扱の特例）</u> 第33条 《省略》 《改正後に新設》 《改正後に新設》

改正後	改正前
理を行うものとする。 別記様式第1号（第5条第1項関係） （別添1－1のとおり） 別記様式第2号（第5条第1項関係） （別添2－1のとおり） 別記様式第3号（<u>第5条第2項関係</u>） （別添3－1のとおり） 別記様式第4号（<u>第5条第3項関係</u>） （別添4－1のとおり） 別記様式第5号（<u>第5条第4項関係</u>） （別添5－1のとおり） 別記様式第6号（<u>第7条第1項第2号ア、第7条第1項第2号イ関係</u>） （別添6－1のとおり） 別記様式第6号の2（<u>第7条第2項第1号イ関係</u>） （別添7－1のとおり） <u>別記様式第6号の3（第7条第2項第1号ウ関係）</u> （別添8のとおり） <u>別記様式第6号の4（第7条第2項第1号エ関係）</u> （別添9のとおり） <u>別記様式第6号の5（第7条第2項第1号オ関係）</u> （別添10のとおり） <u>別記様式第6号の6（第7条第2項第1号キ関係）</u> （別添11のとおり） <u>別記様式第6号の7（第7条第2項第1号ケ関係）</u> （別添12のとおり） <u>別記様式第6号の8（第7条第2項第1号コ関係）</u> （別添13のとおり） <u>別記様式第6号の9（第7条第2項第1号セ関係）</u> （別添14のとおり） 別記様式第7号（<u>第7条第3項第2号関係</u>） （別添15－1のとおり） 別記様式第8号（<u>第7条第3項第5号関係</u>） （別添16－1のとおり） 別記様式第9号（<u>第7条第4項第2号関係</u>） （別添17－1のとおり） 別記様式第10号（<u>第8条第3項第2号関係</u>） （別添18－1のとおり） 別記様式第11号（<u>第8条第4項第2号関係</u>） （別添19－1のとおり） 別記様式第12号（<u>第9条第3項第2号、第10条第2項第2号、第13条第2号関係</u>）	別記様式第1号（第5条第1項関係） （別添1－2のとおり） 別記様式第2号（第5条第1項関係） （別添2－2のとおり） 別記様式第3号（<u>第6条関係</u>） （別添3－2のとおり） 別記様式第4号（<u>第7条関係</u>） （別添4－2のとおり） 別記様式第5号（<u>第8条関係</u>） （別添5－2のとおり） 別記様式第6号（<u>第10条第1項第2号ア、第10条第1項第2号イ関係</u>） （別添6－2のとおり） 別記様式第6号の2（<u>第10条第2項第1号イ関係</u>） （別添7－2のとおり） 《改正後に新設》 《改正後に新設》 《改正後に新設》 《改正後に新設》 《改正後に新設》 《改正後に新設》 《改正後に新設》 《改正後に新設》 別記様式第7号（<u>第10条第3項第2号、第17条第4項関係</u>） （別添15－2のとおり） 別記様式第8号（<u>第10条第3項第5号関係</u>） （別添16－2のとおり） 別記様式第9号（<u>第10条第4項第2号関係</u>） （別添17－2のとおり） 別記様式第10号（<u>第11条第3項第2号関係</u>） （別添18－2のとおり） 別記様式第11号（<u>第11条第4項第2号関係</u>） （別添19－2のとおり） 別記様式第12号（<u>第12条第3項第2号、第13条第2項第2号、第16条第2号関係</u>）

改正後	改正前
(別添 20-1 のとおり)	(別添 20-2 のとおり)
別記様式第 13 号 (第 9 条第 4 項第 2 号関係)	別記様式第 13 号 (第 12 条第 4 項第 2 号関係)
(別添 21-1 のとおり)	(別添 21-2 のとおり)
別記様式第 14 号 (第 11 条第 3 項第 2 号、第 12 条第 2 項第 2 号、第 13 条第 2 号関係)	別記様式第 14 号 (第 14 条第 3 項第 2 号、第 15 条第 2 項第 2 号、第 16 条第 2 号関係)
(別添 22-1 のとおり)	(別添 22-2 のとおり)
別記様式第 15 号 (第 11 条第 4 項第 2 号関係)	別記様式第 15 号 (第 14 条第 4 項第 2 号関係)
(別添 23-1 のとおり)	(別添 23-2 のとおり)
別記様式第 16 号 (第 14 条第 5 項第 2 号、第 21 条第 2 号関係)	別記様式第 16 号 (第 17 条第 5 項第 2 号、第 21 条第 2 号関係)
(別添 24-1 のとおり)	(別添 24-2 のとおり)
別記様式第 17 号 (第 16 条第 4 項第 2 号、第 21 条第 2 号関係)	別記様式第 17 号 (第 18 条第 4 項第 2 号、第 21 条第 2 号関係)
(別添 25-1 のとおり)	(別添 25-2 のとおり)
別記様式第 18 号 (第 21 条第 4 号関係)	別記様式第 18 号 (第 21 条第 4 号関係)
(別添 26-1 のとおり)	(別添 26-2 のとおり)
別記様式第 19 号の 1 (第 24 条第 3 項関係)	別記様式第 19 号の 1 (第 24 条第 1 項関係)
(別添 27-1 のとおり)	(別添 27-2 のとおり)
別記様式第 19 号の 2 (第 24 条第 3 項関係)	別記様式第 19 号の 2 (第 24 条第 1 項関係)
(別添 28-1 のとおり)	(別添 28-2 のとおり)
別記様式第 19 号の 3 (第 24 条第 2 項関係)	別記様式第 19 号の 3 (第 24 条第 2 項関係)
(別添 29-1 のとおり)	(別添 29-2 のとおり)
別記様式第 19 号の 4 (第 24 条第 2 項関係)	《改正後に新設》
(別添 30 のとおり)	
別記様式第 20 号 (第 25 条第 2 号ア、第 25 条第 3 号ア関係)	別記様式第 20 号 (第 25 条第 2 号ア、第 25 条第 3 号ア関係)
(別添 31-1 のとおり)	(別添 31-2 のとおり)
別記様式第 21 号 (第 25 条第 2 号イ、第 25 条第 3 号イ関係)	別記様式第 21 号 (第 25 条第 2 号イ、第 25 条第 3 号イ関係)
(別添 32-1 のとおり)	(別添 32-2 のとおり)
別記様式第 22 号 (第 26 条関係)	別記様式第 22 号 (第 26 条関係)
(別添 33-1 のとおり)	(別添 33-2 のとおり)
別記様式第 23 号 (第 26 条関係)	別記様式第 23 号 (第 26 条関係)
(別添 34-1 のとおり)	(別添 34-2 のとおり)
別記様式第 24 号 (第 28 条第 2 項第 2 号関係)	別記様式第 24 号 (第 28 条第 2 項第 2 号関係)
(別添 35-1 のとおり)	(別添 35-2 のとおり)
別記様式第 25 号 (第 28 条第 4 項関係)	別記様式第 25 号 (第 28 条第 4 項関係)
(別添 36-1 のとおり)	(別添 36-2 のとおり)
別記様式第 26 号 (第 29 条第 2 項第 1 号関係)	別記様式第 26 号 (第 29 条第 2 項第 1 号関係)
(別添 37-1 のとおり)	(別添 37-2 のとおり)
別記様式第 27 号 (第 29 条第 4 項関係)	別記様式第 27 号 (第 29 条第 4 項関係)
(別添 38-1 のとおり)	(別添 38-2 のとおり)
別記様式第 28 号 (第 30 条第 1 号関係)	別記様式第 28 号 (第 30 条第 1 号関係)
(別添 39-1 のとおり)	(別添 39-2 のとおり)

[illegible]

別添1-2
別記
様式第1号（第5条第1項関係）

(表面)

認定番号
宛名番号
世帯番号

児童手当・特例給付受給者台帳

受給者	(ふりがな) 氏名 (法人名等)	性別 男・女	生年月日	職業 ア. 被用者 イ. 公務員 ウ. 被用者等でない者	配偶者の有無 有・無
	住所 (法人の主たる事務所の所在地)	電話番号 ()			
	1月1日時点の住所 (1～5月分は前年、6～12月分は本年)	(上欄と異なる場合に記入してください)			
	名称 銀行 金融機関 郵便局 農協	支店コード (3ケタ)	支店名	口座番号	口座名義

配偶者等	(ふりがな) 氏名	住所 (請求者と異なる場合)
	職業 ア. 被用者 イ. 公務員 (勤務先:) ウ. 被用者等でない者	個人番号 1月1日時点の住所 (1～5月分は前年、6～12月分は本年)

児童	氏名及び個人番号 (別居監護の場合)	続柄	生年月日	同居・別居の別	海外留学をしている場合の出国年月	住所	監護の有無	生計関係	児童との関係	児童手当・特例給付該当年月日			
										3歳未満	3歳以上 小学校修了前	小学校修了後 中学校修了前	非該当年月日
										・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母			
										・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母			
										・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母			
										・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母			
										・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母			

加入している公的年金制度の種類 ア. 厚生年金保険 イ. 国民年金 ウ. その他 () ※アのうち、以下の共済組合の組合員である場合は括弧内に○を記入してください。 () 私立学校教職員共済 () 地方公務員等共済 () 国家公務員共済				扶養親族等及び児童の数 うち70歳以上の同一生計配偶者及び老人扶養親族の合計数 ()人	認定年月日	支給開始年月	手当月額
所得の状況				年分所得額 円	支給事由消滅 年月日・消滅事由		
区分				児童手当 特例給付	(消滅事由)		

備考	所得の状況				児童手当 特例給付	(消滅事由)		

区分		(裏面)								
		年度		年度		年度		年度		
現況	届出の有無	有・無		有・無		有・無		有・無		
	被用者又は公務員か否かの別	被・公・非被		被・公・非被		被・公・非被		被・公・非被		
	加入年金等の種別									
	前年の所得額	円		円		円		円		
	扶養親族等及び児童の数 うち70歳以上の同一生計配偶者 及び老人扶養親族の合計数	人		人		人		人		
届		(人)		(人)		(人)		(人)		
	区 分	児童手当 特 例 給 付		児童手当 特 例 給 付		児童手当 特 例 給 付		児童手当 特 例 給 付		
	備 考									
支 払 期	10月	支 払 年 月 日	・ ・		・ ・		・ ・		・ ・	
	月	児童手当等の支払金額①	3歳未満分 3歳以上小学校修了前分 小学校修了後中学校修了前分 計	円 円 円 円	3歳未満分 3歳以上小学校修了前分 小学校修了後中学校修了前分 計	円 円 円 円	3歳未満分 3歳以上小学校修了前分 小学校修了後中学校修了前分 計	円 円 円 円	3歳未満分 3歳以上小学校修了前分 小学校修了後中学校修了前分 計	円 円 円 円
		学校給食費等徴収等額②	円		円		円		円	
		保育料の特別徴収額③	円		円		円		円	
		寄 附 金 額 ④	円		円		円		円	
金 額	2月	支払金額(①-②-③-④)	円		円		円		円	
	月	支 払 年 月 日	・ ・		・ ・		・ ・		・ ・	
		児童手当等の支払金額①	3歳未満分 3歳以上小学校修了前分 小学校修了後中学校修了前分 計	円 円 円 円	3歳未満分 3歳以上小学校修了前分 小学校修了後中学校修了前分 計	円 円 円 円	3歳未満分 3歳以上小学校修了前分 小学校修了後中学校修了前分 計	円 円 円 円	3歳未満分 3歳以上小学校修了前分 小学校修了後中学校修了前分 計	円 円 円 円
		学校給食費等徴収等額②	円		円		円		円	
		保育料の特別徴収額③	円		円		円		円	
額	6月	寄 附 金 額 ④	円		円		円		円	
	月	支払金額(①-②-③-④)	円		円		円		円	
		支 払 年 月 日	・ ・		・ ・		・ ・		・ ・	
		児童手当等の支払金額①	3歳未満分 3歳以上小学校修了前分 小学校修了後中学校修了前分 計	円 円 円 円	3歳未満分 3歳以上小学校修了前分 小学校修了後中学校修了前分 計	円 円 円 円	3歳未満分 3歳以上小学校修了前分 小学校修了後中学校修了前分 計	円 円 円 円	3歳未満分 3歳以上小学校修了前分 小学校修了後中学校修了前分 計	円 円 円 円
		学校給食費等徴収等額②	円		円		円		円	
備考	保育料の特別徴収額③	円		円		円		円		
	寄 附 金 額 ④	円		円		円		円		
	支払金額(①-②-③-④)	円		円		円		円		
備 考										

別添2-1
様式第2号（第5条第1項関係）

(表面)

児童手当受給者情報（施設等受給者用）

受給者	（ふりがな） 設置者等の氏名 （法人名等）		個人番号		職業 ア. 被用者 イ. 公務員 ウ. 被用者等でない者		支払金融機関	名称		預金種別		支店名	
	性別 男・女		生年月日		施設等の名称			口座番号		1. 普通		支店コード （3ケタ）	
	設置者等の住所 （法人の主たる事務所の所在地）		電話（ ）		施設等所在地 または 児童等住所			電話（ ）		2. 当座			
加入している公的年金制度の種類								認定年月日		支給開始年月		手 当 月 額	
ア. 厚生年金保険 イ. 国民年金 ウ. その他（ ） ※アのうち、以下の共済組合の組合員である場合は括弧内に○を記入してください。 （ ）私立学校教職員共済（ ）地方公務員等共済 （ ）国家公務員共済								支給事由消滅年月日 消 滅 事 由				3歳未満分 円	
備考								(消滅事由)				3歳以上分 円	
												計 円	

区分			年度															
現況届	届出の有無		有 ・ 無															
	被用者又は公務員であるか否かの別		被 ・ 公 ・ 非被															
	加入年金等の種別																	
届	備考																	
施設入所等児童の氏名																		
生 年 月 日			・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	
入 所 等 期 間																		
支 払 金 融 機 関																		
口 座 番 号																		
児童手当日	3 歳 未 満	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	
	3 歳 以 上	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	
児童手当非該当年月日			・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	
支払金額	10月期	支払年月日	・ ・															
		年齢区分	3 歳 未 満	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	計
			3 歳 以 上	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
	支 払 金 額		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
	12月期	支払年月日	・ ・															
		年齢区分	3 歳 未 満	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	計
			3 歳 以 上	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
	支 払 金 額		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
	2月期	支払年月日	・ ・															
		年齢区分	3 歳 未 満	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	計
			3 歳 以 上	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
	支 払 金 額		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
	4月期	支払年月日	・ ・															
		年齢区分	3 歳 未 満	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	計
			3 歳 以 上	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
	支 払 金 額		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
	6月期	支払年月日	・ ・															
		年齢区分	3 歳 未 満	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	計
3 歳 以 上			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
支 払 金 額		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
8月期	支払年月日	・ ・																
	年齢区分	3 歳 未 満	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	計	
		3 歳 以 上	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
支 払 金 額		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
備考																		
※支払金融機関及び口座番号欄は、受給者が国公立施設の場合に記入を要する。																		

※支払金融機関及び口座番号欄は、受給者が国公立施設の場合に記入を要する。

別添2-2
様式第2号（第5条第1項関係）

(表面)

児童手当受給者台帳（施設等受給者用）

受給者	（ふりがな） 設置者等の氏名 （法人名等）			個人番号		職業	ア、被用者 イ、公務員 ウ、就業者等でない者	支払金 融機関	名称	支店名
	性別	男・女	生年月日	施設等の名称	施設等の種類	施設等所在地又は里親住所地	口座番号		口座名義	
	設置者等の住所 （法人の 主たる事務所の所在地）	電話（ ）		電話（ ）						
加入している年金等の年金手帳、組合員証又は加入者証の種類								認定年月日	支給開始年月	手当月額
ア、厚生年金保険 イ、国民年金 ウ、その他（ ） ※アのうち、以下の共済組合の組合員である場合は括弧内に○を記入してください。 （ ）私立学校教職員共済（ ）地方公務員等共済（ ）国家公務員共済								支給事由消滅年月日・消滅事由		3歳未満分 円 3歳以上分 円 計 円
備考								(消滅事由)		

区分		年度													
		年度													
現況	届出の有無	有・無													
	被用者又は公務員であるか否かの別	被・公・非被													
	加入年金等の種別														
	備考														
施設等	施設入所等児童の氏名														
	生年月日														
	入所等期間														
	支払金融機関														
児童手当	口座番号														
	児童手当	3歳未満													
	該当年月日	3歳以上													
	児童手当非該当年月日														
支払	支払年月日														
	年齢区分	3歳未満	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	計
	年齢区分	3歳以上	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
	支払金額		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
6月期	支払年月日														
	年齢区分	3歳未満	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	計
	年齢区分	3歳以上	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
	支払金額		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
6月期	支払年月日														
	年齢区分	3歳未満	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	計
	年齢区分	3歳以上	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
	支払金額		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
備考															

別添3-1
様式第3号（第5条第2項関係）

整理番号

児童手当関係書類 返戻・保留情報

請求者	氏名（法人名等）	
	住所（施設等所在地）	
返戻・保留理由		
返戻・保留通知年月日		
再提出年月日		
調査等完了年月日		
備考		

別添3-2
様式第3号（第6条関係）

整理番号

児童手当・特例給付 関係書類返戻・保留カード

請求者	氏名（法人名等）	
	住所（施設等所在地）	
返戻・保留理由		
返戻・保留通知年月日		
再提出年月日		
調査等完了年月日		
備考		

※「兄貴の兄姉等」は、18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した後22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（父母指定者が監護に相当する日常生活上の世話および必要な保護並びに生計費の相当部分の負担を行うものに限る。）を記載する。

※対象となる児童の住所は父母指定者と住所が異なる場合に記入を要する。

返 戻 し た 理 由	保 留 し た 理 由

返 戻 し た 理 由	保 留 し た 理 由

(裏面に続く)

2 父母等の状況	(1)	父母等の氏名・住所	氏名(続柄) ()	住所 〒 二
	(2)	監 護 の 状 況 (面会など)	()	〒 二
	(3)	生 計 関 係 の 状 況 (生活費の送金状況等)		
3 添付書類	(添付したものに) ☐ 留学の事実がわかる書類 (留学先の在学証明書等) ☐ 留学前の国内居住状況がわかる書類 (戸籍の附票の写し、国内の学校における在籍証明書等) ☐ 翻訳書 (添付書類が外国語で記載されている場合)			

(記入上の注意)

○ 1 (2)「留学期間(予定)」欄は留学するために日本国内に住所を有しなくなった年月日から留学を終了し再び日本国内に住所を有するに至る日(予定日)を記入してください。

○ 1 (6)「児童と同居している者の氏名」欄は留学先の住居において、児童と同居している全ての者について記入してください。

○ 1 (7)「留学前の国内居住状況」欄は、留学する前日から遡って過去3年間を越える期間について、住民票上の住所を記入してください。ただし、留学する前日までに引き続き3年を超えて国内に住所を有していなかった場合にあっては、過去6年間の海外居住期間も含む居住状況(日本国内の居住状況については住民票上の住所)を記入してください。

○ 2 (1)「父母等の氏名・住所」欄は児童の父母について記入する他、児童に未成年後見人がある場合は当該未成年後見人についても記入してください。

○ 2 (2)「監護の状況」欄および(3)「生計関係の状況」欄は申立人(児童手当の請求者)と児童との状況について、具体的に記入してください。

○ 3の添付書類「留学の事実がわかる書類」は児童の氏名、留学先の教育機関等の名称および留学開始年月日が記載された証明書類(留学先の教育機関等から発行される在学証明書等)を添付してください。また、外国語で記載されている場合は、日本に居住する第三者(親族以外)の方の翻訳書を併せて添付してください(当該翻訳書に翻訳者の署名および連絡先を記載してください)。

○ 3の添付書類「留学前の国内居住状況がわかる書類」については、児童が留学前の過去6年間に於いて本市(町村)に引き続き住所を有していた場合は、添付する必要はありません。

別添 9

様式第6号の4 (第7条第2項第1号関係)

児童手当に係る海外留学に関する申立書(児童の兄弟等用)

年 月 日

草津市長 宛

【申立人】(児童手当の請求者)

住 所

〒 二

氏 名

私は、児童手当法第6条第2項第2号に規定する留学等の理由により国外に居住している児童の兄弟等について、監護に相当する日常生活上の世話および必要な保護をし、かつ、その生計費の相当部分を負担していることについて、当該事実を証明する書類を添えて、下記のとおり申し立てます。

記

1 留学している児童の兄弟等の状況等	(1)	氏名〔性別〕(生年月日)	(男・女) (年 月 日)
	(2)	留 学 期 間 (予 定)	年 月 日 ~ 年 月 日
	(3)	留 学 し て い る 教 育 機 関 等 の 名 称	
	(4)	留 学 の 目 的	
	(5)	居住地(国名・居住地)	
	(6)	児童の兄弟等と同居している者の氏名(続柄)	・ () ・ ()
	(7)	留学前の国内居住状況	・ 年 月 ~ 年 月 〒 二 ・ 年 月 ~ 年 月 〒 二 ・ 年 月 ~ 年 月 〒 二

(裏面に続く)

2 父母等の状況	(1)	父母等の氏名・住所	氏名(続柄) ()	住所 〒 二
	(2)	監護相当の状況 (面会など)	()	〒 二
	(3)	生計費の負担の状況 (生活費の送金状況等)		
3 添付書類	(添付したものに) ☐ 留学の事実がわかる書類 (留学先の在学証明書等) ☐ 留学前の国内居住状況がわかる書類 (戸籍の附票の写し、国内の学校における在籍証明書等) ☐ 翻訳書 (添付書類が外国語で記載されている場合)			

(記入上の注意)

○ 1 (2)「留学期間(予定)」欄は留学するために日本国内に住所を有しなくなった年月日から留学を終了し再び日本国内に住所を有するに至る日(予定日)を記入してください。

○ 1 (6)「児童の兄弟等と同居している者の氏名」欄は留学先の住居において、児童の兄弟等と同居している全ての者について記入してください。

○ 1 (7)「留学前の国内居住状況」欄は、留学する前日から遡って過去3年間を越える期間について、住民票上の住所を記入してください。ただし、留学する前日までに引き続き3年を超えて国内に住所を有していなかった場合にあっては、過去6年間の海外居住期間も含む居住状況(日本国内の居住状況については住民票上の住所)を記入してください。

○ 2 (1)「父母等の氏名・住所」欄は児童の兄弟等の父母等(申立人)について記入してください。

○ 2 (2)「監護相当の状況」欄及び(3)「生計費の負担の状況」欄は申立人(児童手当の請求者)と児童の兄弟等の間の状況について、具体的に記入してください。

○ 3の添付書類「留学の事実がわかる書類」は児童の兄弟等の氏名、留学先の教育機関等の名称および留学開始年月日が記載された証明書類(留学先の教育機関等から発行される在学証明書等)を添付してください。また、外国語で記載されている場合は、日本に居住する第三者(親族以外)の方の翻訳書を併せて添付してください(当該翻訳書に翻訳者の署名および連絡先を記載してください)。

○ 3の添付書類「留学前の国内居住状況がわかる書類」については、児童の兄弟等が留学前の過去6年間に於いて本市(町村)に引き続き住所を有していた場合は、添付する必要はありません。

別添 10

様式第6号の5 (第7条第2項第1号関係)

児童手当の受給資格に係る
(未成年後見人)申立書
継続申立書

年 月 日

草津市長 宛

【申立人】(児童手当を請求した未成年後見人)

住 所

〒 二

氏 名(法人名)

私は、児童の未成年後見人であることを【当該児童の戸籍抄本を添えて】申し立てるとともに、当該児童の父母の状況等について、下記のとおり申し立てます。

記

1 未成年後見人である児童の氏名等	氏 名	性別	生年月日
		男・女	年 月 日生
2 上記の児童の父母の状況	続 柄	氏 名	住所等
	父		〒 二 勤務先:
	母		〒 二 勤務先:

(注1) 現況届の提出時は【 】を省略することができます。

(注2) 父または母が公務員の場合は、勤務先を記入してください(公務員でない場合は記入不要です。)

別添1 1

様式第6号の6（第7条第2項第1号ケ関係）

児童手当の受給資格に係る
(同居父母)

申立書
継続申立書

草津市長 宛

年 月 日

【申立人】（児童手当の請求者）
住 所
〒 ー

氏 名

私は、児童手当法第4条第4項の規定に基づく児童と同居している者として、下記のとおり申し立てます。

記

同居している児童	氏 名 (性別) (生年月日)	〔男・女〕(年 月 日生)
	氏 名 (性別) (生年月日)	〔男・女〕(年 月 日生)
	氏 名 (性別) (生年月日)	〔男・女〕(年 月 日生)
別居している配偶者 (上記児童の親) の状況	氏 名	
	上記児童との続柄	
	住 所 勤務先:	〒 ー
配偶者との別居に係る状況	※該当欄に〳、その他の場合は〔 〕に具体的な理由を記入してください。 ☐ 離婚協議中につき別居している ☐ その他〔 〕	
配偶者との別居に係る状況を証明する書類	別添（※） ※離婚協議中であることを明らかにできる書類（協議離婚申し入れに係る内容証明郵便の原本、調停期日呼出状の写し、家庭裁判所における事件係属証明書、調停不成立証明書等）を添付してください。 （前年度から状況が変わりなければ、現況届（継続申立書）には添付不要です。）	

裏面

【参考】児童手当法（抄）

（支給要件）

第4条 児童手当は、次の各号のいずれかに該当する者に支給する。

- 施設入所等児童以外の児童（以下「支給要件児童」という。）を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母（当該支給要件児童に係る未成年後見人があるときは、その未成年後見人とする。以下この項において「父母等」という。）であつて、日本国内に住所（未成年後見人が法人である場合にあっては、主たる事務所の所在地とする。）を有するもの
 - 日本国内に住所を有しない父母等がその生計を維持している支給要件児童と同居し、これを監護し、かつ、これと生計を同じくする者（当該支給要件児童と同居することが困難であると認められる場合にあっては、当該支給要件児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする者とする。）のうち、当該支給要件児童の生計を維持している父母等が指定する者であつて、日本国内に住所を有するもの（当該支給要件児童の父母等を除く。以下「父母指定者」という。）
 - 父母等又は父母指定者のいずれにも監護されず又はこれらと生計を同じくしない支給要件児童を監護し、かつ、その生計を維持する者であつて、日本国内に住所を有するもの
 - 施設入所等児童に対し児童自立生活援助を行う者、施設入所等児童が委託されている小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親又は施設入所等児童が入所若しくは入院をしている母子生活支援施設、障害児入所施設、指定養護医療機関、乳児院等、障害者支援施設、のぞみの園、救護施設、更生施設、日常生活支援住居施設若しくは女性自立支援施設（以下「障害児入所施設等」という。）の設置者
- 2 前項第1号の場合において、児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその未成年後見人が数人あるときは、当該児童は、当該未成年後見人のうちいずれか当該児童の生計を維持する程度の高い者によつて監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。
- 3 第1項第1号又は第2号の場合において、父及び母、未成年後見人並びに父母指定者のうちいずれか2以上の者が当該父及び母の子である児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該児童は、当該父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者のうちいずれか当該児童の生計を維持する程度の高い者によつて監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。
- 4 前2項の規定にかかわらず、児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者のうちいずれか一の者が当該児童と同居している場合（当該いずれか一の者が当該児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその他の父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者と生計を同じくしない場合に限り。）は、当該児童は、当該同居している父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者によつて監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。

別添1 2

様式第6号の7（第7条第2項第1号ケ関係）

児童手当の受給資格に係る
(配偶者からの暴力（DV）のため住民票上の住所地と異なる市町村に居住している方)

申立書
継続申立書

草津市長 宛

年 月 日

【申立人】（児童手当の請求者）
実際に居住している住所
〒 ー

氏 名

私は、配偶者からの暴力のため住民票上の住所地には居住せず、【現在は / 6月1日時点において】下記の住所地に居住しているとともに、児童を監護し、かつ、生計を同じくしていることについて申し立てます。

記

1 受給者

ア 実際に居住している住所地	〒 ー	
イ 住民票上の住所地	〒 ー	

2 対象児童

1 人 目	(1) 氏名等	氏名（ふりがな） ()	性別 男・女	生年月日 年 月 日
	(2) 実際に居住している住所地	申立人と同居所・別住所（ ）		
	(3) 住民票上の住所地	申立人と同居所・別住所（ ）		
2 人 目	(1) 氏名等	氏名（ふりがな） ()	性別 男・女	生年月日 年 月 日
	(2) 実際に居住している住所地	申立人と同居所・別住所（ ）		
	(3) 住民票上の住所地	申立人と同居所・別住所（ ）		

（注）【 】は提出する書類（認定請求書または現況届）により選択してください。

別添1 3

様式第6号の8（第7条第2項第1号コ関係）

戸籍および住民票に記載のない児童に関する
申立書
継続申立書

草津市長 宛

年 月 日

【申立人】（児童手当の請求者）
住 所
〒 ー

氏 名

私は、下記のとおり戸籍および住民票に記載のない児童を監護し、かつ【生計が同一である / 生計を維持している】ことを、下記のとおり申し立てます。

記

1	児童の氏名等	氏 名（ふりがな） ()	性別 男・女	生年月日 年 月 日
		氏 名（ふりがな） ()	性別 男・女	生年月日 年 月 日
2	戸籍および住民票に児童の記載がない理由			
3	今後の記載見込み			
4	児童の母がわかる書類（注1）	別添（児童の出生証明書を添付）		
5	養育者と児童の監護・生計関係や児童が国内に居住していることがわかる書類（注2）	別添 （母子健康手帳の直近の乳幼児健診の記録又は児童の在園（在学）証明等を添付）		

※ 【 】は請求者が児童の母の場合は「生計が同一である」、その他の養育者の場合は「生計を維持している」を選択してください。
（注1）現況届の場合は添付する必要はありません。
（注2）他の方法により確認出来る場合には、添付を省略することができます。

別添 1 4
様式 6 号の 9（第 7 条第 2 項第 1 号七関係）

※整理番号
※受付年月日

監護相当・生計費の負担についての確認書

（申立先）草津市長 宛

私は、以下に記載する者（注）について、監護に相当する日常生活上の世話および必要な保護をし、かつ、その生計費を負担していること（以下「監護相当・生計費の負担」という。）を下記のとおり申し立てます。
申立てが真正であることの証明を求められた場合は、関係する書類を提出します。

注 18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した後から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のうち、施設等に入所等している者でないもの（詳細は裏面を参照）

記

1	ふりがな 氏名		生年月日			住所									
2	ふりがな 氏名		生年月日			住所									
3	ふりがな 氏名		生年月日			住所									

個人番号	続柄	職業等（いずれかに○）※	通学生（学生の場合のみ）	卒業予定時期（学生の場合のみ）	申立人による監護相当の状況（いずれかに○）	申立人による生計費の負担の状況（該当するものすべてに○）
		学生 ・ 無職 ・ その他		年 月	1.同居し、日常生活上の世話・必要な保護をしている 2.別居しているが、定期的な連絡・面会等をしており、監護相当である 3.その他（ ）	1.生活費（食費、家賃等） 2.学費 3.その他（ ）

個人番号	続柄	職業等（いずれかに○）※	通学生（学生の場合のみ）	卒業予定時期（学生の場合のみ）	申立人による監護相当の状況（いずれかに○）	申立人による生計費の負担の状況（該当するものすべてに○）
		学生 ・ 無職 ・ その他		年 月	1.同居し、日常生活上の世話・必要な保護をしている 2.別居しているが、定期的な連絡・面会等をしており、監護相当である 3.その他（ ）	1.生活費（食費、家賃等） 2.学費 3.その他（ ）

個人番号	続柄	職業等（いずれかに○）※	通学生（学生の場合のみ）	卒業予定時期（学生の場合のみ）	申立人による監護相当の状況（いずれかに○）	申立人による生計費の負担の状況（該当するものすべてに○）
		学生 ・ 無職 ・ その他		年 月	1.同居し、日常生活上の世話・必要な保護をしている 2.別居しているが、定期的な連絡・面会等をしており、監護相当である 3.その他（ ）	1.生活費（食費、家賃等） 2.学費 3.その他（ ）

※ 学生がアルバイト等をしている場合は学生に○をつける。

記載内容について上記のとおり相違ありません。

年 月 日

【申立人】（児童手当の請求者・受給者）

住所

氏名

◎ 裏面の注意をよく読んでから記入してください。

様式 6 号の 9(裏面)

注意

- この確認書は、受給者（請求者）が養育（監護し、かつ、生計を同じくするかまたは維持することをいいます。）する児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいいます。）および経済的負担（監護に相当する日常生活上の世話および必要な保護並びにその生計費の相当部分の負担を行っていることをいいます。）のある児童の兄弟等（18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した後22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいいます。）の合計人数が3人以上の場合に、当該児童の兄弟等について記入の上、提出して下さい。
- この確認書は、18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した後22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のうち、以下に掲げる者を除いた者について記載してください。
 - 児童福祉法に規定する延長者
 - 児童自立生活援助を受けている者（2か月以内の期間を定めて行われる援助を除く。）
 - 母子生活支援施設、障害児入所施設、指定発達支援医療機関、障害者支援施設、のぞみの園、救護施設、更生施設、日常生活支援居施設または女性自立支援施設に入所又は入院している者（2か月以内の期間を定めて行われる入所を除き、22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のみで構成する世帯に属する者に限る。）
- 生計費の負担をしていることとは、あなたの収入により日常生活上の全部または一部を営んでおり、かつこれを欠くと通常の生活水準を維持することができないことをいいます。
- 「住所」の欄については、住民票上の住所を記載してください。
- 「職業等」の欄については、学生、無職以外の者（有職者を含む。）はその他に○をつけてください。また、学生等がアルバイト等をしている場合は学生に○をつけてください。
- 「通学生」の欄および「卒業予定時期」の欄については、「職業等」の欄で学生に○をつけた場合のみ記載してください。「卒業予定時期」の欄については提出時点での予定時期を記載してください。
- この確認書を、記載に係る子の18歳に達する日以後の最初の3月31日の到来前に提出する場合には、提出時点における監護相当・生計費の負担の状況の見込みを記載してください。「見込み」には、進学予定先や就職内定先のほか、進学先または就職先が決まっていない場合の「未定」を含め記載して差し支えありません。

別添15ー1
様式第7号（第7条第3項第2号）

第 年 月 日

様

草津市長

児童手当認定通知書

年 月 日付で請求のありました児童手当については、
次のとおり認定しましたので通知します。

この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、滋賀県知事に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、草津市を被告として（訴訟において草津市を代表する者は草津市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

記 認 定 に 関 す る 事 項		
1.支給対象児童数	(3 歳 未 満)	人
	(3 歳 以 上)	人
	(第 3 子 以 降)	人
	計	人
2.手当月額	(3 歳 未 満)	円
	(3 歳 以 上)	円
	(第 3 子 以 降)	円
	計	円
3.支給開始年月	年 月 から	
4.支給対象児童に該当しない児童の氏名およびその理由		
(備考)		

別添15ー2
様式第7号（第10条第3項第2号、第17条第4項関係）

第 年 月 日

様

草津市長

児童手当・特例給付 認定通知書

児童手当
年 月 日付で請求のありました については、次のと
特例給付

おり認定しましたので通知します。

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、滋賀県知事に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、草津市を被告として（訴訟において草津市を代表する者は草津市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

記 認 定 に 関 す る 事 項		
1 支給対象児童数	(3 歳 未 満)	人
	(3 歳 以 上 <u>小 学 校 修 了 前</u>)	人
	(<u>中 学 生</u>)	人
	計 人	
2 区 分		
3 手当月額	児童手	特例給付
	(3 歳 未 満)	円
	(3 歳 以 上 <u>小 学 校 修 了 前</u>)	円
	(<u>中 学 生</u>)	円
	計 円	
4 支給開始年月	年 月 から	
5 支給要件児童に該当しない児童の氏名およびその理由	()	
備考		

別添16ー1

様式第8号（第7条第3項第5号関係）

児童手当における同居父母に係る認定について（通知）

様

課長

令和6年9月30日作成第264号「市町村における児童手当関係事務処理について」に基づき、児童手当法第4条第4項の規定が適用されることにより同条第1項第1号に掲げる者として支給要件に該当する者として認定した者について、下記のとおり情報提供いたします。

記

整理番号	受給者					配偶者			受給者と同居している児童		備 考
	氏 名	性 別	児童との続柄	生 年 月 日	住 所	氏 名	生 年 月 日	住 所	氏 名	生 年 月 日	
		男 ・ 女		・ ・			・ ・				
		男 ・ 女		・ ・			・ ・				
		男 ・ 女		・ ・			・ ・				
		男 ・ 女		・ ・			・ ・				

別添 1 6－2
様式第 8 号 (第 10 条第 3 項第 5 号関係)

児童手当・特例給付における同居父母に係る認定について (通知)

様

課長

平成27年12月18日府子本第430号「市町村における児童手当事務処理について」に基づき、「児童手当法」(昭和46年法律第73号)第4条第4項の規定が適用されることにより同条第1項第1号に掲げる者として支給要件に該当する者として認定した者について、下記のとおり情報提供いたします。

記

整理番号	受給者				配偶者				受給者と同居している児童	備考
	氏名	性別	児童との続柄	生年月日	住所	氏名	生年月日	住所	氏名	生年月日
		男・女								
		男・女								
		男・女								

別添 1 7－1
様式第 9 号 (第 7 条第 4 項第 2 号関係)

様

草津市長

児童手当認定請求却下通知書

年 月 日付で請求のありました児童手当については、

次の理由で請求を却下しましたので通知します。

この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、滋賀県知事に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、草津市を被告として（訴訟において草津市を代表する者は草津市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

認 定 に 関 す る 事 項		
1.支給対象児童数	(3 歳 未 満)	人
	(3 歳 以 上)	人
	(第 3 子 以 降)	人
	計	人
2.手当月額	(3 歳 未 満)	円
	(3 歳 以 上)	円
	(第 3 子 以 降)	円
	計	円
3.支給開始年月	年 月 から	
4.支給対象児童に該当しない児童の氏名およびその理由	()	
認 定 請 求 却 下 に 関 す る 事 項		
却下した理由	()	
備考		

別添 1 7－2
様式第 9 号 (第 1 0 条第 4 項第 2 号関係)

様

草津市長

児童手当
認定請求却下通知書
特例給付

年 月 日付で請求のありました児童手当については、次の理由で

請求を却下しましたので通知します。

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、滋賀県知事に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、草津市を被告として（訴訟において草津市を代表する者は草津市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

記 入 に 関 す る 事 項		
1 支給対象となる児童数	(3 歳 未 満)	人
	(3 歳 以 上 <u>小 学 校 修 了 前</u>)	人
	(<u>中 学 生</u>)	人
	計	人
2 区 分	児 童 手 当	特 例 給 付
3 手当月額	(3 歳 未 満)	円
	(3 歳 以 上 <u>小 学 校 修 了 前</u>)	円
	(<u>中 学 生</u>)	円
	計	円
4 支給開始年月	年 月 から	
5 支給要件	児童に該当しない児童の氏名およびその理由 ()	
認 定 請 求 却 下 に 関 す る 事 項		
却下した理由 ()		
備考		

別添 1 8－1
様式第 1 0 号 (第 8 条第 3 項第 2 号関係)

様

草津市長

児童手当認定通知書 (施設等受給資格者用)

年 月 日付で請求のありました児童手当については、次のとおり認定しましたので通知します。

この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、滋賀県知事に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、草津市を被告として（訴訟において草津市を代表する者は草津市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

認 定 に 関 す る 事 項		
1. 支給対象児童数	(3 歳 未 満)	人
	(3 歳 以 上)	人
	計	人
2. 手当月額	(3 歳 未 満)	円
	(3 歳 以 上)	円
	計	円
3. 支給開始年月	年 月 から	
4. 支給対象児童の氏名および生年月日 (※)		
5. 支給対象児童に該当しない児童の氏名、生年月日およびその理由 (※)		
(※) 4、5については、この通知書の別紙を御確認ください。		
認 定 請 求 却 下 に 関 す る 事 項		
却下した理由		
(備考)		

	認 定 に 関 する 事 項							
1. 支給対象児童数	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">(3 歳 未 満)</td> <td style="width: 40%; text-align: center;">人</td> </tr> <tr> <td>(3 歳 以 上)</td> <td style="text-align: center;">人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: center;">人</td> </tr> </table>	(3 歳 未 満)	人	(3 歳 以 上)	人	計	人	
(3 歳 未 満)	人							
(3 歳 以 上)	人							
計	人							
2. 手当月額	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">(3 歳 未 満)</td> <td style="width: 40%; text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td>(3 歳 以 上)</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> </table>	(3 歳 未 満)	円	(3 歳 以 上)	円	計	円	
(3 歳 未 満)	円							
(3 歳 以 上)	円							
計	円							
3. 支給開始年月	年 月 日							
4. 支給対象児童の氏名および生年月日 (※)								
5. 支給対象児童に該当しない児童の氏名、生年月日およびその理由 (※)								
(※) 4、5については、この通知書の別紙を御確認ください。								
認 定 請 求 却 下 に 関 する 事 項								
却下した理由								
備 考								

年 月 日付で請求のありました児童手当については、次のとおり
り認定しましたので通知します。

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌
日から起算して3か月以内に、滋賀県知事に対して審査請求をすることができ
ます。この処分については、上記の審査請求のほかに、この処分があったことを知っ
た日の翌日から起算して6か月以内に、草津市を被告として（訴訟において草津
市を代表する者は草津市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起すること
ができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、こ
の審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以
内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、そ
の審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合
は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなりま
す。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場
合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過
した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが
認められる場合があります。

1 支給対象児童数	(3 歳未満)	人
	(3 歳以上 <u>小学校修了前</u>)	人
	<u>(中学生)</u>	人
	計	人
2 手当月額	(3 歳未満)	人
	(3 歳以上 <u>小学校修了前</u>)	人
	<u>(中学生)</u>	人
	計	人
3 支給開始年月 年 月から		
4 <u>支給要件</u> 児童に該当しない児童の氏名およびその理由 (		
備考		

[illegible]

児童の氏名	生年月日	理由	児童の氏名	生年月日	理由

別添 1 9－2
様式第 1 1 号（第 1 1 条第 4 項第 2 号関係）

第 年 月 日

様

草津市長

児童手当認定請求却下通知書（施設等受給資格者用）

年 月 日付で請求のありました児童手当については、次のとおり認定しましたので通知します。
この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、滋賀県知事に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、草津市を被告として（訴訟において草津市を代表する者は草津市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。
ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

記 認 定 に 関 す る 事 項									
1 支給対象児童の数	<table><tr><td>（ 3 歳未満 ）</td><td>人</td></tr><tr><td>（ 3 歳以上小学校修了前 ）</td><td>人</td></tr><tr><td>（ 中 学 生 ）</td><td>人</td></tr><tr><td>計</td><td>人</td></tr></table>	（ 3 歳未満 ）	人	（ 3 歳以上小学校修了前 ）	人	（ 中 学 生 ）	人	計	人
（ 3 歳未満 ）	人								
（ 3 歳以上小学校修了前 ）	人								
（ 中 学 生 ）	人								
計	人								
2 手当月額	<table><tr><td>（ 3 歳未満 ）</td><td>人</td></tr><tr><td>（ 3 歳以上小学校修了前 ）</td><td>人</td></tr><tr><td>（ 中 学 生 ）</td><td>人</td></tr><tr><td>計</td><td>人</td></tr></table>	（ 3 歳未満 ）	人	（ 3 歳以上小学校修了前 ）	人	（ 中 学 生 ）	人	計	人
（ 3 歳未満 ）	人								
（ 3 歳以上小学校修了前 ）	人								
（ 中 学 生 ）	人								
計	人								
3 支給開始年月	年 月 から								
4 支給対象となる児童の氏名および生年月日（※）									
5 支給対象とならなかった児童の氏名、生年月日およびその理由（※）									
（※）4、5 については、この通知書の別紙を御確認ください。									
認 定 請 求 却 下 に 関 す る 事 項									
却下した理由	（ ）								
備考									

別紙

4 支給対象となる児童の氏名および生年月日					
児童の氏名	生年月日	児童の氏名	生年月日		

5 支給対象とならなかった児童の氏名、生年月日およびその理由					
児童の氏名	生年月日	理由	児童の氏名	生年月日	理由

別添 2 0－1
様式第 1 2 号（第 9 条第 3 項第 2 号、第 1 0 条第 2 項第 2 号、第 1 3 条第 2 号関係）

第 年 月 日

様

草津市長

児童手当額改定通知書

請求 届出

児童手当の額の改定については により、次のとおり改定しましたの

職権

で通知します。
この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に、滋賀県知事に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、草津市を被告として（訴訟において草津市を代表する者は草津市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。
ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

記 額 改 定 に 関 す る 事 項									
1.改定後の支給対象児童数	<table><tr><td>（ 3 歳未満 ）</td><td>人</td></tr><tr><td>（ 3 歳以上 ）</td><td>人</td></tr><tr><td>（ 第 3 子以降 ）</td><td>人</td></tr><tr><td>計</td><td>人</td></tr></table>	（ 3 歳未満 ）	人	（ 3 歳以上 ）	人	（ 第 3 子以降 ）	人	計	人
（ 3 歳未満 ）	人								
（ 3 歳以上 ）	人								
（ 第 3 子以降 ）	人								
計	人								
2.改定後の手当月額	<table><tr><td>（ 3 歳未満 ）</td><td>円</td></tr><tr><td>（ 3 歳以上 ）</td><td>円</td></tr><tr><td>（ 第 3 子以降 ）</td><td>円</td></tr><tr><td>計</td><td>円</td></tr></table>	（ 3 歳未満 ）	円	（ 3 歳以上 ）	円	（ 第 3 子以降 ）	円	計	円
（ 3 歳未満 ）	円								
（ 3 歳以上 ）	円								
（ 第 3 子以降 ）	円								
計	円								
3.改定年月	年 月 から								
4.改定（増・減額）の理由（ ）									
備考									

別添 2 0－2
様式第 1 2 号（第 1 2 条第 3 項第 2 号、第 1 3 条第 2 項第 2 号、第 1 6 条第 2 号関係）

第 年 月 日

様

草津市長

児童手当 額改定通知書

特例給付

請求 届出

児童手当の額の改定については により、次のとおり改定しましたの

特例給付

職

権

で通知します。
この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、滋賀県知事に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、草津市を被告として（訴訟において草津市を代表する者は草津市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

記 額 改 定 に 関 す る 事 項									
1.改定後の支給対象児童数	<table><tr><td>（ 3 歳未満 ）</td><td>人</td></tr><tr><td>（ 3 歳以上小学校修了前 ）</td><td>人</td></tr><tr><td>（ 中 学 生 ）</td><td>人</td></tr><tr><td>計</td><td>人</td></tr></table>	（ 3 歳未満 ）	人	（ 3 歳以上小学校修了前 ）	人	（ 中 学 生 ）	人	計	人
（ 3 歳未満 ）	人								
（ 3 歳以上小学校修了前 ）	人								
（ 中 学 生 ）	人								
計	人								
2 区分	<table><tr><td>児童手当</td><td>特例給付</td></tr></table>	児童手当	特例給付						
児童手当	特例給付								
3.改定後の手当月額	<table><tr><td>（ 3 歳未満 ）</td><td>円</td></tr><tr><td>（ 3 歳以上小学校修了前 ）</td><td>円</td></tr><tr><td>（ 中 学 生 ）</td><td>円</td></tr><tr><td>計</td><td>円</td></tr></table>	（ 3 歳未満 ）	円	（ 3 歳以上小学校修了前 ）	円	（ 中 学 生 ）	円	計	円
（ 3 歳未満 ）	円								
（ 3 歳以上小学校修了前 ）	円								
（ 中 学 生 ）	円								
計	円								
4.改定年月	年 月 から								
5.改定（増・減額）の理由（ ）									
備 考									

[illegible]

第 年 月 号 日

様

草津市長

児童手当額改定請求却下通知書（施設等受給者用）

児童手当の額の改定については 請求、届出により、次のとおり却下しましたので通知します。

[illegible]

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）が取消しの翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分取消しの訴えを提起することが認められる場合もあります。

第

額 改 定 に つ い て の 事 項							
1. 改定後の支給対象児童数	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">(3 歳未満)</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">人</td> </tr> <tr> <td>(3 歳以上)</td> <td style="text-align: right;">人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: right;">人</td> </tr> </table>	(3 歳未満)	人	(3 歳以上)	人	計	人
(3 歳未満)	人						
(3 歳以上)	人						
計	人						
2. 改定後の手当月額	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">(3 歳未満)</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>(3 歳以上)</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> </table>	(3 歳未満)	円	(3 歳以上)	円	計	円
(3 歳未満)	円						
(3 歳以上)	円						
計	円						
3. 改定年月	年 月 から						
4. 増額または減額の原因となる児童の氏名、生年月日および改定の理由（※）							
5. 支給対象児童に該当しない児童の氏名、生年月日および改定の理由（※）							
(※) 4.、5については、この通知書の別紙をご確認ください							
額 改 定 請 求 却 下 に つ い て の 事 項							
却下した理由 							
備考							

別紙

4. 増額または減額の原因となる児童の氏名、生年月日および改定の理由

[illegible]

5. 支給対象児童に該当しない児童の氏名、生年月日および改定の理由

[illegible]

[illegible]

2 消滅の理由

別添 2 5—1

様式第 1 7 号 (第 1 6 条第 4 項第 2 号、第 2 1 条第 2 号関係)

第 号

年 月 日

様

草津市長

児童手当 支給事由消滅通知書 (施設等受給者用)

次のとおり児童手当の支給事由が消滅しましたので通知します。

この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に、滋賀県知事に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、草津市を被告として (訴訟において草津市を代表する者は草津市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分 (審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決) があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分 (審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決) があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

記

1. 消滅した日 年 月 日

2. 消滅の理由

別添 2 5—2

様式第 1 7 号 (第 1 8 条第 4 項第 2 号、第 2 1 条第 2 号関係)

第 号

年 月 日

様

草津市長

児童手当 支給事由消滅通知書 (施設等受給者用)

次のとおり児童手当の支給事由が消滅しましたので通知します。

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、滋賀県知事に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、草津市を被告として (訴訟において草津市を代表する者は草津市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分 (審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決) があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分 (審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決) があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

記

1 消滅した日 年 月 日

2 消滅の理由

課長

児童手当における父母指定者の受給事由消滅について (通知)

様

記

令和 6 年 9 月 3 0 日 (平成 第 2 6 4 号「市町村における児童手当関係事務処理について」に基づき、受給事由が消滅した父母指定者について、下記のとおり情報提供いたします。)

整理番号	父母指定者				児童			支給事由消滅年月日	備考
	氏名	性別	生年月日	住所	氏名	父母指定者との関係	生年月日		
		男・女	・ ・				・ ・	・ ・	

別添 2 6—2

様式第 1 8 号 (第 2 1 条第 4 号関係)

児童手当・特別給付における父母指定者の受給事由消滅について (通知)

課長

平成 27 年 12 月 18 日 府字 本 第 490 号「市町村における児童手当関係事務処理について」に基づき、受給事由が消滅した父母指定者について、下記のとおり情報提供いたします。

整理番号	父母指定者				児童				支給事由消滅年月日	備考
	氏名	性別	生年月日	住所	氏名	父母指定者との関係	生年月日	住所		
		男・女								

別添27ー1
様式第19号の1（第24条第3項関係）

第 年 月 日

様

草津市長

児童手当 支払通知書

児童手当の支払については、次のとおり、あなたの預貯金等の口座に振り込みますので通知します。実際にあなたの口座に入金されるのは、振込予定日から2、3日程度遅れることがありますので、ご了承ください。

なお、児童手当法第21条第1項又は第2項の規定に基づき、学校給食費等の費用について、児童手当の額から支払に充ててを申し出ている場合及び第22条第1項の規定に基づき、児童福祉法第56条第2項（同法第51条第4号又は第5号に係るものに限る。）若しくは子ども・子育て支援法附則第6条第4項の規定により徴収する保育料又は児童福祉法第56条第6項若しくは第7項の規定により地方税の滞納処分の例により処分される保育料について、児童手当から特別徴収される場合は、当該費用及び当該特別徴収される保育料の額を控除した額が児童手当の支払金額となります。

記

支払予定日		年 月 日
支払の内容	支払期間	年 月分から 年 月分まで
	支払金額	円
（振込機関）		

別添27ー2
様式第19号の1（第24条第1項関係）

第 号
年 月 日

様

草津市長

児童手当・特例給付 支払通知書

児童手当・特例給付の支払については、次のとおり、あなたの預貯金等の口座に振り込みますので、通知します。実際にあなたの口座に入金されるのは、振込予定日から2、3日程度遅れることがありますので、ご了承ください。

なお、児童手当法第21条第1項または第2項の規定に基づき、学校給食費等の費用について、児童手当等の額から支払に充ててを申し出ている場合および同法第22条第1項の規定に基づき、児童福祉法第56条第2項（同法第51条第4号または第5号に係るものに限る。）もしくは子ども・子育て支援法附則第6条第4項の規定により徴収する利用者負担額または児童福祉法第56条第7項もしくは第8項の規定により地方税の滞納処分の例により処分される利用者負担額について、児童手当等から特別徴収される場合は、当該費用および当該特別徴収される利用者負担額の額を控除した額が児童手当等の支払金額となります。

記

支払予定日		年 月 日
支払の内容	支払期間	年 月分から 年 月分まで
	支払金額	円
（振込機関）		

別添28ー1
様式第19号の2（第24条第3項関係）

第 年 月 日

様

草津市長

児童手当 支払通知書（施設等受給者用）

児童手当の支払については、次のとおり、預貯金等の口座に振り込みますので通知します。

記

児童の氏名	生年月日	支払の内容	
		支払期間	年 月分から 年 月分まで
		支払金額	円
		支払期間	年 月分から 年 月分まで
		支払金額	円
		支払期間	年 月分から 年 月分まで
		支払金額	円
		支払期間	年 月分から 年 月分まで
		支払金額	円
		支払期間	年 月分から 年 月分まで
		支払金額	円

合計 円

別添28ー2
様式第19号の2（第24条第1項関係）

第 年 月 日

様

草津市長

児童手当 支払通知書（施設等受給者用）

児童手当の支払については、次のとおり、預貯金等の口座に振り込みますので通知します。

記

児童の氏名	生年月日	支払の内容	
		支払期間	年 月分から 年 月分まで
		支払金額	円
		支払期間	年 月分から 年 月分まで
		支払金額	円
		支払期間	年 月分から 年 月分まで
		支払金額	円
		支払期間	年 月分から 年 月分まで
		支払金額	円
		支払期間	年 月分から 年 月分まで
		支払金額	円

合計 円

別添 2 9－1
様式第 1 9 号の 3 （第 2 4 条第 2 項関係）

第 年 月 日

様

草津市長

児童手当支払通知書

児童手当の支給については、次のとおり支払をしますので、この通知書をもって下記のとおりお受けとりください。本人が来所でまず代理人が受けとられるときは、委任状をあわせて御持参ください。

なお、法第 2 1 条第 1 項または第 2 項の規定に基づき、学校給食費等の費用について、児童手当の額から支払に充てることを申し出ている場合および第 2 2 条第 1 項の規定に基づき、児童福祉法第 5 6 条第 2 項（同法第 5 1 条第 4 号または第 5 号に係るものに限る。）もしくは子ども・子育て支援法附則第 6 条第 4 項の規定により徴収する保育料または児童福祉法第 5 6 条第 6 項もしくは第 7 項の規定により地方税の滞納処分の例により処分される保育料について、児童手当から特別徴収される場合は、当該費用及び当該特別徴収される保育料の額を控除した額が児童手当の支払金額となります。

記

1. 支払期間
- 年 月分から
年 月分まで
2. 支払金額
- 円
3. 支払日
- 年 月 日
- 時から
時まで
4. 支払場所

別添 2 9－2
様式第 1 9 号の 3 （第 2 4 条第 2 項関係）

第 号
年 月 日

様

草津市長

児童手当・特例給付 支払通知書

児童手当・特例給付の支給については、次のとおり支払をしますので、下記のとおりお受けとりください。

なお、児童手当法第 2 1 条第 1 項または第 2 項の規定に基づき、学校給食費等の費用について、児童手当等の額から支払に充てることを申し出ている場合および同法第 2 2 条第 1 項の規定に基づき、児童福祉法第 5 6 条第 2 項（同法第 5 1 条第 4 号または第 5 号に係るものに限る。）もしくは子ども・子育て支援法附則第 6 条第 4 項の規定により徴収する利用者負担額または児童福祉法第 5 6 条第 7 項もしくは第 8 項の規定により地方税の滞納処分の例により処分される利用者負担額について、児童手当等から特別徴収される場合は、当該費用および当該特別徴収される利用者負担額の額を控除した額が児童手当等の支払金額となります。

記

1. 支払日
- 年 月 日
時から
時まで
2. 支払期間
- 年 月分から
年 月分まで
3. 支払金額
- 円
4. 支払場所

別添 3 0
様式第 1 9 号の 4 （第 2 4 条第 2 項関係）

第 年 月 日

様

草津市長

児童手当 支払通知書（施設等受給者用）

児童手当の支給については、次のとおり支払をしますので、この通知書をもって下記のとおりお受けとりください。受給者以外の方が受けとられるときは、委任状をあわせて御持参ください。

記

1. 支払期間
- 年 月分から
年 月分まで
2. 支払金額
- 円
3. 支払日
- 年 月 日
- 時から
時まで
4. 支払場所

別添 3 1－1
様式第 2 0 号（第 2 5 条第 2 号ア、第 2 5 条第 3 号ア関係）

第 年 月 日

様

草津市長

未支払児童手当 支給決定 通知書
請求却下

年 月 日付で請求のありました未支払児童手当の支給については、次のとおり 支払することに決定 しましたので通知します。
請 求 を 却 下

この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に、滋賀県知事に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知書を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、草津市を被告として（訴訟において草津市を代表する者は草津市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

記

支 払 の 内 容	支払期間	年 月分から 年 月分まで
	支払金額	円
	支払年月日	年 月 日
	支払方法	
却下の理由		

別添 3 1ー2
様式第 2 0 号 (第 2 5 条第 2 号ア、第 2 5 条第 3 号ア関係)

第 号
年 月 日

様

草津市長

支給決定 通知書
未支払 児童手当 特例給付 請求却下

児童手当の支給に付
年 月 日付で請求のありました未支払
支給することに決定
いては、次のとおり
請求を却下

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、滋賀県知事に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、草津市を被告として(訴訟において草津市を代表する者は草津市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

記

支 払 の 内 容	支払期間	年 月分から 年 月分まで
	支払金額	円
	支払年月日	年 月 日
	支払方法	
却下の理由		

別添 3 2ー1
様式第 2 1 号(第 2 5 条第 2 号イ、第 2 5 条第 3 号イ関係)

第 号
年 月 日

様

草津市長

支給決定 通知書(施設等受給者用)
未支払 児童手当 請求却下

年 月 日付で請求のありました未支払児童手当の支給については、
支給することに決定
次のとおり
請求を却下

この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に、滋賀県知事に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、草津市を被告として(訴訟において草津市を代表する者は草津市長となります。))、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

記

児童の氏名	住 所	支払の内容			却下の理由
		支払期間	年	月分から 月分まで	
		支払金額	円		
		支払年月日	年	月 日	
		支払方法			
		支払期間	年	月分から 月分まで	
		支払金額	円		
		支払年月日	年	月 日	
		支払方法			
		支払期間	年	月分から 月分まで	
		支払金額	円		
		支払年月日	年	月 日	
		支払方法			
		支払期間	年	月分から 月分まで	
		支払金額	円		
		支払年月日	年	月 日	
		支払方法			
		合計	円		

別添 3 2ー2
様式第 2 1 号(第 2 5 条第 2 号イ、第 2 5 条第 3 号イ関係)

第 号
年 月 日

様

草津市長

支給決定 通知書(施設等受給者用)
未支払 児童手当 請求却下

年 月 日付で請求のありました未支払児童手当の支給については、
支給することに決定
次のとおり
請求を却下

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、滋賀県知事に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、草津市を被告として(訴訟において草津市を代表する者は草津市長となります。))、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

児童の氏名	住 所	支払の内容		却下の理由
		支払期間	年 月分から 年 月分まで	
		支払金額	円	
		支払年月日	年 月 日	
		支払方法		
		支払期間	年 月分から 年 月分まで	
		支払金額	円	
		支払年月日	年 月 日	
		支払方法		
		支払期間	年 月分から 年 月分まで	
		支払金額	円	
		支払年月日	年 月 日	
		支払方法		

合計 円

別添 3 3ー1
様式第 2 2 号 (第 2 6 条関係)

第 号
年 月 日

様

草津市長

児童手当 支払差止通知書

次のとおり児童手当の支払を差止めしたので通知します。

この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に、滋賀県知事に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、草津市を被告として(訴訟において草津市を代表する者は草津市長となります。))、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

記

支 払 差 止 の 内 容	支払差止事由	
	支払差止額	円
	支払差止期間	年 月分から 年 月分まで

別添 3 3—2
様式第 2 2 号（第 2 6 条関係）

第 号
年 月 日

様

草津市長

児童手当

支払差止通知書

特例給付

児童手当

次のとおり
の支払を差し止めましたので通知します。

特例給付

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、滋賀県知事に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、草津市を被告として（訴訟において草津市を代表する者は草津市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

記

支 払 差 止 の 内 容	差 止 年 月 日	年 月 日
	支払差止事由	
	支払差止期間	年 月分から 年 月分まで
	支払差止額	差 止 金 額 円 未 払 金 額（随時払分） 円 合 計 円

別添 3 4—1
様式第 2 3 号（第 2 6 条関係）

第 号
年 月 日

様

草津市長

児童手当 支払差止通知書（施設等受給者用）

次のとおり児童手当の支払を差し止めましたので通知します。
この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に、滋賀県知事に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知書を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、草津市を被告として（訴訟において草津市を代表する者は草津市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

記

支 払 差 止 の 内 容	支払差止事由	
	支払差止額	円
	支払差止期間	年 月分から 年 月分まで

別添 3 4—2
様式第 2 3 号（第 2 6 条関係）

第 号
年 月 日

様

草津市長

児童手当 支払差止通知書（施設等受給者用）

次のとおり児童手当の支払を差し止めましたので通知します。

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、滋賀県知事に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、草津市を被告として（訴訟において草津市を代表する者は草津市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

記

支 払 差 止 の 内 容	支払差止事由	
	支払差止額	円
	支払差止期間	年 月分から 年 月分まで

別添 3 5—1

様式第 2 4 号（第 2 8 条第 2 項第 2 号関係）

整理番号

児童手当に係る寄附受領証明書

住所（法人の主たる事務所の所在地）

氏名（法人名等）

金 円也

法第 8 条第 4 項の規定に基づき、年 月 日に支払われた児童手当のうち、上記の額を、同法第 2 0 条第 1 項の規定に基づく寄附額として受領したことを証明します。

年 月 日

草津市長

※本受領証明書は確定申告の際、税金の控除に必要な書類となりますので、大切に保管してください。
注 1） 所得税の寄附金控除と住民税の寄附金税額控除の両方の適用を受けるためには、所得税の確定申告書の提出が必要です。確定申告書に本受領証明書を添付し、所轄の税務署へ確定申告書を提出してください。
注 2） 所得税の確定申告書を提出しない給与所得者の方、給与所得者で年末調整を受けた方、または年金を受給されている方で、住民税の寄附金税額控除の適用のみを受けようとする場合は、本受領証明書の証明年月日の翌年 1 月 1 日現在お住まいの市区町村へ本受領証明書を添付して申告をしてください。

別添35-2
様式第24号（第28条第2項第2号関係）

整理番号

児童手当に係る寄附受領証明書
特例給付

住所（法人の主たる事務所の所在地）

氏名（法人名等）

金円也

児童手当
児童手当法第8条第4項の規定により、年月日に支払われたのう
特例給付

ち、上記の額を、同法第20条第1項に規定する寄附として受領したことを証明します。

年月日

草津市長

※本受領証明書は確定申告の際、税金の控除に必要な書類となりますので、大切に保管してください。

注1）所得税の寄附金控除と住民税の寄附金税額控除の両方の適用を受けるためには、所得税の確定申告書の提出が必要です。確定申告書に本受領証明書を添付し、所轄の税務署へ確定申告書を提出してください。

注2）所得税の確定申告書を提出しない給与所得者の方、給与所得者で年末調整を受けた方、又は年金を受給されている方で、住民税の寄附金税額控除の適用のみを受けようとする場合は、本受領証明書の証明年月日の翌年1月1日現在お住まいの市区町村へ本受領証明書を添付して申告をしてください。

別添36-1
様式第25号（第28条第4項関係）

※整理番号
※受付年月日

寄附変更申出書

児童手当

寄附撤回申出書

（寄附先）草津市

私は、児童手当法第20条第1項の規定に基づき行った寄附の申出について、以下のとおり申し出ます。

申出の別	寄附の変更	寄附の撤回	
寄附の変更の場合			
区分	寄附の変更の内容		
□児童手当の全部（各月の手当額の全部を寄附）	計	円	
□児童手当の一部（各支払期月毎に右の額を寄附）	年4月支払期 （2月分～3月分）	計	円
	年6月支払期 （4月分～5月分）	計	円
	年8月支払期 （6月分～7月分）	計	円
	年10月支払期 （8月分～9月分）	計	円
	年12月支払期 （10月分～11月分）	計	円
	年2月支払期 （12月分～1月分）	計	円
	住所（法人の主たる事務所の所在地）	氏名（法人名等）	

別添36-2
様式第25号（第28条第4項関係）

※整理番号
※受付年月日

児童手当 寄附変更申出書

特別給付 寄附撤回申出書

（寄附先）草津市

私は、児童手当法第20条第1項の規定に基づいて行った寄附の申出について、以下のとおり申し出ます。

申出の別	寄附の変更	寄附の撤回	
寄附の変更の場合			
区分	寄附の変更の内容		
□児童手当の全部（各月の手当額の全部を寄附）	計	円	
□児童手当の一部（各支払期月毎に右の額を寄附）	月支払期	計	円
	月支払期	計	円

（注）寄附額は、支給される児童手当等から学校給食費等の徴収等額や保育料の特別徴収額がある場合は、それらを控除した後の額の範囲内とします。

年月日

住所（法人の主たる事務所の所在地）

氏名（法人名等）

別添37-1
様式第26号（第29条第2項第1号関係）

第号
年月日

住所（法人の主たる事務所の所在地）
氏名（法人名等）様

草津市長

児童手当に係る学校給食費等の徴収（支払）に係る通知書

第1項
児童手当法第21条の規定に基づく申出のあった費用について、下記のとおり、

第2項
児童手当から徴収する（支払う）こととしますので通知します。

記

徴収（支払）の内容

児童の氏名	児童手当から徴収する（支払う）費用	徴収期間	備考

別添 3 7－2
様式第 2 6 号（第 2 9 条第 2 項第 1 号関係）

第 号
年 月 日

様

草津市長

児童手当

に係る学校給食費等の徴収（支払）に係る通知書

特例給付

第 1 項

児童手当法第 2 1 条

第 2 項

児童手当

から徴収する（支払う）ことといたしますので通知します。

特例給付

記

徴収（支払）の内容

児童の氏名	児童手当等から徴収する（支払う）費用	徴収期月	備考

別添 3 8－1
様式第 2 7 号（第 2 9 条第 4 項関係）

※整理番号
※受付年月日

（申出先）草津市長 宛

学校給食費等徴収（支払）変更申出書

児童手当からの

学校給食費等徴収（支払）撤回申出書

私は、児童手当法第 2 1 条

第 1 項

の規定に基づき行った学校給食費等の徴収等について、

第 2 項

以下のとおり申し出ます。

記

1. 申出の別

申出の変更 ・ 申出の撤回

2. 変更の場合

児童の氏名	児童手当から徴収する（支払う）費用（変更後）	徴収期間（変更後）

年 月 日

住 所（法人の主たる事務所の所在地）

氏 名（法人名等）

別添 3 8－2
様式第 2 7 号（第 2 9 条第 4 項関係）

※整理番号
※受付年月日

草津市長 宛

児童手当

からの

学校給食費等徴収（支払）変更申出書

特例給付

学校給食費等徴収（支払）撤回申出書

第 1 項

私は、児童手当法第 2 1 条

第 2 項

て、以下のとおり申し出ます。

記

1 申出の別

申出の変更 ・ 申出の撤回

2 変更の場合

児童の氏名	児童手当等から徴収する（支払う）費用（変更後）	徴収期間（変更後）
		円

年 月 日

住 所（法人の主たる事務所の所在地）

氏 名（法人名等）

別添 3 9－1

様式第 2 8 号（第 3 0 条第 1 号関係）

第 号
年 月 日

様

草津市長

利用者負担額徴収決定通知書

児童手当法第 2 1 条および第 2 2 条の規定によって、徴収する利用者負担額を下記のとおりに決定（変更）したので通知します。

記

1. 対象児童

児童の氏名

2. 徴収内容

児童手当等支払期日	徴収する利用者負担額	摘要
年 月 分	円 （ 月分利用者負担額）	
年 月 分	円 （ 月分利用者負担額）	

この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に、草津市長に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、草津市を被告として（訴訟において草津市を代表する者は草津市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁判）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁判）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

別添39-2
様式第28号(第30条第1号関係)

第 号
年 月 日

様

草津市長

利用者負担額徴収決定通知書

児童手当法第21条および第22条の規定によって、徴収する利用者負担額を下記のとおり決定(変更)したので通知します。

記

1. 対象児童

児童の氏名

2. 徴収内容

児童手当等支払期日	徴収する利用者負担額	摘要
年 月 分	円 (月分利用者負担額)	
年 月 分	円 (月分利用者負担額)	

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、草津市長に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、草津市を被告として（訴訟において草津市を代表する者は草津市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

別添40-1
様式第29号（第31条関係）

※受付年月日 . .

児童手当 個人番号変更等申出書

(申出先) 草津市長 宛

私は児童手当の受給に関する個人番号の変更等について、以下のとおり申し出ます。

1. 個人番号の変更等を申し出る事由

(1) 受給者の個人番号が変更されたため

(2) 配偶者等（2人以上で児童を養育している場合の配偶者、未成年後見人、父母等（請求者が父母指定者の場合に限る。））の個人番号が変更されたため

(3) 児童の個人番号が変更されたため

(4) 児童の兄弟等の個人番号が変更されたため

(5) 離婚等により配偶者等の個人番号を消滅させるため

(6) 婚姻等により配偶者等の個人番号を新たに登録するため

2. 個人番号の変更等の内容について

(1) の場合

変更前の個人番号	変更後の個人番号

(2) の場合

ふりがな	変更前の個人番号	変更後の個人番号
配偶者等の氏名		

(3) の場合

ふりがな	変更前の個人番号	変更後の個人番号
児童の氏名		

(4) の場合

ふりがな	変更前の個人番号	変更後の個人番号
児童の兄弟等の氏名		

(5) の場合

ふりがな
配偶者等の氏名

(6) の場合

ふりがな	変更前の個人番号	事由の発生した年月日
配偶者等の氏名		年 月 日

年 月 日

【申立人】(児童手当の受給者)

住所

氏名

別添 4 0－2
様式第 2 9 号（第 3 1 条関係）

※受付年月日 . .

児童手当・特例給付 個人番号変更等申出書

草津市長 宛

私は児童手当等の受給に関する個人番号の変更等について、以下のとおり申し出ます。

1. 個人番号の変更等を申し出る事由

- (1) 受給者の個人番号が変更されたため
- (2) 配偶者等（2人以上で児童を養育している場合の配偶者、未成年後見人、父母等（請求者が父母指定者の場合に限る。））の個人番号が変更されたため
- (3) 児童の個人番号が変更されたため

(4) 離婚等により配偶者等の個人番号を消滅させるため

(5) 婚姻等により配偶者等の個人番号を新たに登録するため

2. 個人番号の変更等の内容について

(1) の場合

変更前の個人番号	変更後の個人番号

(2) の場合

ふりがな	変更前の個人番号	変更後の個人番号
配偶者等の氏名		

(3) の場合

ふりがな	変更前の個人番号	変更後の個人番号
児童の氏名		

(4) の場合

ふりがな
配偶者等の氏名

(5) の場合

ふりがな	変更前の個人番号	事由の発生した年月日
配偶者等の氏名		年 月 日

年 月 日

【申立人】(児童手当・特例給付の請求者・受給者)

住所 _____

氏名 _____

(令和 7 年 3 月 2 8 日 掲 示 済 み)

草津市建設事業審査委員会規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

草津市長 橋 川 渉

草津市訓令第 2 号

草津市建設事業審査委員会規程の一部を改正する訓令

草津市建設事業審査委員会規程（昭和 4 6 年草津市訓令第 8 号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第 1 条～第 2 条 《現行どおり》 第 3 条 《現行どおり》 (1) 《現行どおり》 (2) 契約予定金額 <u>2, 0 0 0 万円</u> 以上または特別な事情がある建設工事等の指名競争入札の参加人の選択または契約予定金額が建設工事にあつては <u>2 0 0 万円</u> 、業務委託にあつては <u>1 0 0</u>	第 1 条～第 2 条 《省略》 第 3 条 《省略》 (1) 《省略》 (2) 契約予定金額 <u>1, 5 0 0 万円</u> 以上または特別な事情がある建設工事等の指名競争入札の参加人の選択または契約予定金額が建設工事にあつては <u>1 3 0 万円</u> 、業務委託にあつては <u>5 0 万</u>

改正後	改正前
<u>万円</u>を超える随意契約の相手方の決定の審査を行うこと。 (3)～(6) 《現行どおり》 第4条 《現行どおり》 (1) 契約予定金額7,000万円未満の建設工事で前条第1号に定める格付けによる指名競争入札の参加者の選択または契約予定金額が建設工事にあつては<u>200万円</u>以下、業務委託にあつては<u>100万円</u>以下の随意契約の相手方の選択または決定の審査を行うこと。 (2)～(3) 《現行どおり》 第5条～第10条 《現行どおり》	<u>円</u>を超える随意契約の相手方の決定の審査を行うこと。 (3)～(6) 《省略》 第4条 《省略》 (1) 契約予定金額7,000万円未満の建設工事で前条第1号に定める格付けによる指名競争入札の参加者の選択または契約予定金額が建設工事にあつては<u>130万円</u>以下、業務委託にあつては<u>50万円</u>以下の随意契約の相手方の選択または決定の審査を行うこと。 (2)～(3) 《省略》 第5条～第10条 《省略》

付 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

(令和7年3月31日揭示済み)

草津市事務決裁規程等の一部を改正する訓令をここに公表する。

令和7年3月31日

草津市長 橋 川 渉

草津市訓令第3号

草津市事務決裁規程等の一部を改正する訓令

(草津市事務決裁規程の一部改正)

第1条 草津市事務決裁規程(昭和59年草津市訓令第13号)の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第1条～第3条 《現行どおり》 (副市長の基本的な職務権限) 第4条 副市長は市長を補佐し、行財政運営の基本方針および重要施策ならびにその実施計画(以下「行財政運営の基本方針等」と総称する。)の決定および推進について市長の命を受け、管理し、<u>特命監</u>、部長、理事、専門理事、危機管理監および法令遵守監を指揮監督し、および調整する。 第5条～第10条 《現行どおり》	第1条～第3条 《省略》 (副市長の基本的な職務権限) 第4条 副市長は市長を補佐し、行財政運営の基本方針および重要施策ならびにその実施計画(以下「行財政運営の基本方針等」と総称する。)の決定および推進について市長の命を受け、管理し、部長、理事、専門理事、危機管理監および法令遵守監を指揮監督し、および調整する。 第5条～第10条 《省略》